

令和元年度
岐阜市包括外部監査報告書

令和2年2月

岐阜市包括外部監査人

諏訪 直樹

《 目 次 》

第1 監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査の対象とした事件名	1
3. 事件の選定理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 監査従事者	2
6. 監査を実施した期間	2
7. 外部監査人の独立性（利害関係）	2
8. 監査の対象機関	2
9. 監査の着眼点	3
10. 監査の方法	3
11. 監査意見	4
第2 監査対象の概要	5
1. 市の小中学校における教育に関する概要	5
2. 監査の対象とした部署	14
第3 監査の結果及び意見	15
1. 学校評価	15
(1) 概要	15
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	20
(3) 監査の結果	21
2. 教育事務	22
(1) 概要	22
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	25
(3) 監査の結果	26
3. 土曜日の教育活動推進事業	28
(1) 概要	28
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	28
(3) 監査の結果	29
4. 理科授業魅力アップ事業	31
(1) 概要	31

(2) 監査の着眼点並びに監査手続	31
(3) 監査の結果	31
5. ALT 外国語指導助手	33
(1) 概要	33
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	33
(3) 監査の結果	33
6. 「4技能のバランスを重視した英語教育」研究推進事業	35
(1) 概要	35
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	35
(3) 監査の結果	35
7. イングリッシュ・キャンプ in GIFU	37
(1) 概要	37
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	37
(3) 監査の結果	37
8. 子どものための消費者教育推進事業	39
(1) 概要	39
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	39
(3) 監査の結果	39
9. ハートフルサポーター・ハートフルティーチャー・特別支援教育 介助員	41
(1) 概要	41
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	41
(3) 監査の結果	42
10. 教育相談員（ほほえみ相談員）	43
(1) 概要	43
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	43
(3) 監査の結果	44
11. ジュニアアーティスト・トップランナー支援事業	45
(1) 概要	45
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	45
(3) 監査の結果	45
12. 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金	46

(1) 概要	46
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	46
(3) 監査の結果	46
13. 教育P Cの整備	48
(1) 概要	48
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	48
(3) 監査の結果	48
14. 外国籍生徒等対応指導	49
(1) 概要	49
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	49
(3) 監査の結果	49
15. 生徒指導サポーター	51
(1) 概要	51
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	51
(3) 監査の結果	51
16. 「スクールロイヤー」事業	53
(1) 概要	53
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	53
(3) 監査の結果	53
17. スクール・サポート・スタッフ	55
(1) 概要	55
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	55
(3) 監査の結果	55
18. 部活動指導員	57
(1) 概要	57
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	57
(3) 監査の結果	57
19. ぎふサイエンス・キャンプ	58
(1) 概要	58
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	58
(3) 監査の結果	58
20. 岐阜市型STEM教育推進事業	60

(1) 概要	60
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	60
(3) 監査の結果	61
21. 英語教育 岐阜発「英語でふるさと自慢」	62
(1) 概要	62
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	62
(3) 監査の結果	62
22. 「主体的・対話的な学びの在り方」推進事業	64
(1) 概要	64
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	64
(3) 監査の結果	65
23. 「危険から自分を守ろう」事業	67
(1) 概要	67
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	67
(3) 監査の結果	67
24. 不登校児童・生徒	69
(1) 概要	69
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	72
(3) 監査の結果	72
25. いじめ対策	75
(1) 概要	75
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	79
(3) 監査の結果	79
26. 教員研修の充実	82
(1) 概要	82
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	83
(3) 監査の結果	84
27. 教員免許更新制度におけるサポート体制	86
(1) 概要	86
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	87
(3) 監査の結果	87
28. 職員の労務管理	89

(1) 概要	89
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	90
(3) 監査の結果	90
29. 教職員の休暇申請の管理	92
(1) 概要	92
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	92
(3) 監査の結果	92
30. 教職員の時間外勤務	94
(1) 概要	94
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	97
(3) 監査の結果	97
31. 教職員の健康管理	101
(1) 概要	101
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	102
(3) 監査の結果	102
32. 私費会計	103
(1) 概要	103
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	105
(3) 監査の結果	106
33. 教材費	109
(1) 概要	109
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	110
(3) 監査の結果	110
34. 学校給食	112
(1) 概要	112
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	115
(3) 監査の結果	117
35. 備品整備	122
(1) 概要	122
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	124
(3) 監査の結果	124
36. 学校保健	127

(1) 概要	127
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	130
(3) 監査の結果	130
37. 学校規模適正化	133
(1) 概要	133
(2) 監査の着眼点並びに監査手続	145
(3) 監査の結果	145
38. 契約事務	147
(1) 契約の種類	147
(2) 契約形態	149
(3) 監査の着眼点並びに監査手続	150
(4) 監査の結果	150
第4 指摘及び意見一覧表	152

事件（テーマ）：「小中学校における教育に関する事業について」

第1 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象とした事件名

小中学校における教育に関する事業について

3. 事件の選定理由

岐阜市（以下、「市」とする。）は、平成30年度に都市づくりの総合的な方針として『ぎふし未来地図』を策定した。この中で、今後取り組まなければならない課題である人口減少・少子高齢化・グローバル化に向け、市政運営の理念を、

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 人生100年時代の未来を創り、都市を支える<u>ひとづくり</u>(2) 魅力とにぎわいを生み、成長を引き出す<u>活力づくり</u>(3) つながり、安らぎを感じる持続可能な<u>街づくり</u>(4) 成長都市を支える<u>行財政運営の最適化</u> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

の4つにとりまとめているが、その中でも、市の特徴として「ひとづくり」を第一に捉えており、これに必要なものを「子どもたちへの教育」であるとしている。

一方で、市では平成11年度から包括外部監査制度が導入されたが、過去において、学校教育がテーマとして選定されたことがなかった。

さらに、市の教育費の一般会計当初予算に占める割合は、9.7%と大きく、社会福祉などに支出される民生費（35.3%）に次ぐ規模となっている。

このような状況において、市が担う教育の中心である、小中学校における教育に関する事業について、本年度の監査対象テーマとして選

定し、今後の事務の改善に資するような指摘または意見を提言することは、必要かつ有用な包括外部監査になるものと判断した。

4. 監査の対象期間

平成30年度に執行したものとする。ただし、必要があると認めたものについては、過年度分も対象とした。

5. 監査従事者

包括外部監査人

諏訪 直樹（公認会計士）

包括外部監査人補助者

若原 幸秋（公認会計士）

乾 美恵子（弁護士）

高井 正樹（税理士）

岩井 由紀子（税理士）

石田 裕志（公認会計士）

6. 監査を実施した期間

令和元年6月10日から令和2年2月7日まで

7. 外部監査人の独立性（利害関係）

市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との関係には、地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査の対象機関

小中学校における教育に関する事業に係る事務を所管する部署、当該事務に関連する部署等

9. 監査の着眼点

小中学校における教育に関する事業に係る事務について、関係法令、条例及び諸規程に準拠して行われているか、あるいは、社会通念上著しく適正を欠き不当と判断される事項はないか、また、事業の成果が十分に発揮されているかどうかについて検証を行う。

なお、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を挙げなければならないとする観点（地方自治法第2条第14項）も踏まえ、いわゆる3E（経済性、効率性、有効性）にかなうものかどうかの視点を持ち監査を実施する。

10. 監査の方法

- (1) 監査の実施対象について、関係法令、条例及び諸規程等の確認
- (2) 所管部署の担当者に対するヒアリング
- (3) 行政計画、予算の執行状況の調査、確認
- (4) 関係帳簿及び証拠書類との突合、内部管理資料、契約書等の文書の閲覧
- (5) 学校視察の実施（市立小中学校が68校のうち、学校規模を勘案して11校（生徒数は平成30年度末を記載））
（小学校）

	学校名	児童数（人）
1	梅林小学校	207
2	華陽小学校	253
3	長良小学校	330
4	長森南小学校	775
5	鶉小学校	815
6	黒野小学校	485
7	藍川小学校	252
8	長森西小学校	453

（中学校）

	学校名	生徒数（人）
9	長森中学校	776
10	岐阜西中学校	525
11	境川中学校	901

11. 監査意見

指摘	意見	合計
12 件	56 件	68 件

本報告書において指摘または意見という場合、次のように区分している。

指摘：関係法令、条例及び諸規程等の形式的な違反、裁量権の逸脱などの実質的な違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準じるもの

意見：是正を必ずしも要するものではないが、事業の執行について参考にすべき事項として監査人が市に対して提言するもの

第2 監査対象の概要

1. 市の小中学校における教育に関する概要

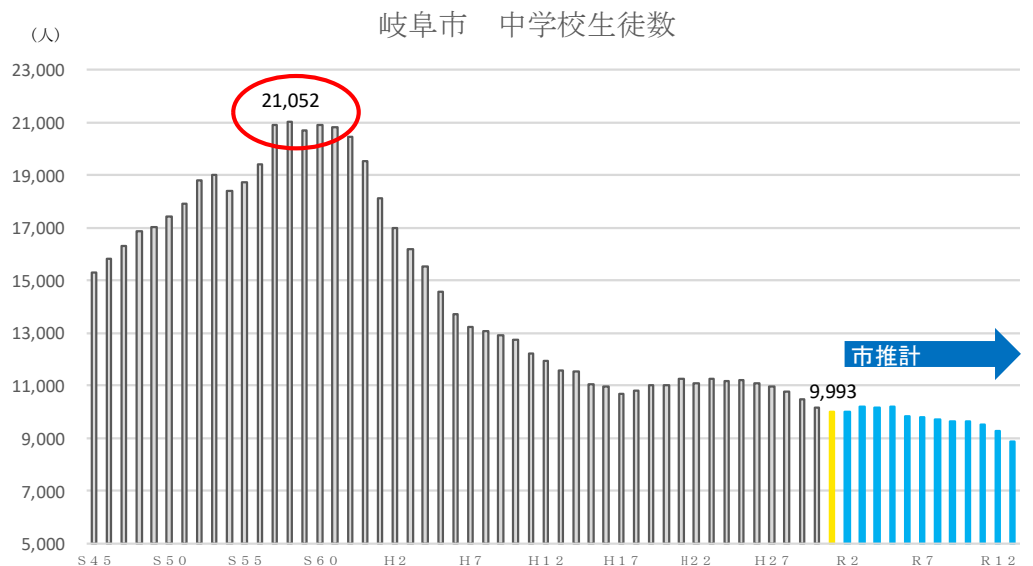
(1) 市の小中学校

市には、小学校が46校、中学校が22校あり、長良川を境に、川北地区と川南地区がありそれぞれに学校が配置されている。



(2) 児童数・生徒数の推移

市の児童数・生徒数は、昭和55年から60年ごろがピークとなり、それ以降急速に減少が進み、令和元年では、児童数が19,978人、生徒数が9,993人となっている。また、市では、令和2年以降の児童数・生徒数の推計も行っており、やはり減少傾向は変わらないと考えている。



(3) 「岐阜市教育大綱」

「岐阜市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、市長が策定する、市の教育に関する施策の目標や根本となるべき方針を示すものである。

(1) 基本方針

岐阜市は、地域・保護者の皆様とともに、
「夢と希望に満ちた未来の実現」 に向け、
果敢に挑戦できる子ども を育みます

基本方針1 自ら学ぶ意欲、個性を磨く意欲を育む **主体性
個性**

- 学ぶ意義を理解させ、楽しさを実感させることにより、自ら積極的に学ぶ意欲、個性を磨く意欲を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 実社会・実生活とつながる学びにより、学びへの興味・関心の芽を見出し学ぶ意欲を育む。
- ▶ 自らの意思に基づき個性を磨こうとする意欲を育む。

基本方針2 多様な人と協働し、考える力を育む **協働性
思考力**

- 知識・技能の習(修)得とともに、課題の解決に向けて他者と協働し、考える力を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 対話・議論を通じて他者に共感し、多様な考えを尊重する力を育む。
- ▶ 習(修)得した知識・技能を活用して思考する力を育む。

基本方針3 地域・社会と関わる意欲を育む **社会参画意欲
地域への誇り**

- 地域・社会の課題に我が事として関わり、地域・社会をより良くしようとする意欲を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 地域・社会の中での学びを通じて、地域・社会の担い手としての自覚と、地域・社会をより良くしようとする意欲を育む。
- ▶ 岐阜市の人財(材)・自然を活用し、地域・ふるさとを誇りに思う心を育む。

(2) 実施にあたっての姿勢

基本方針の実施にあたっては、

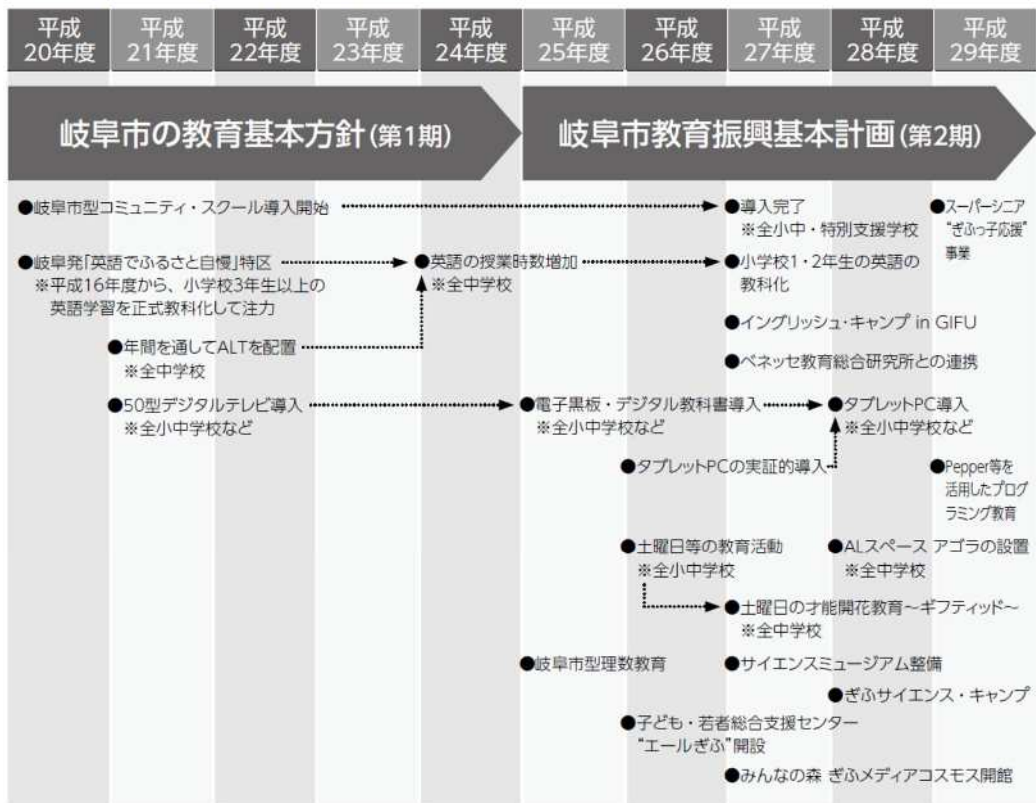
- ▶ 地域・保護者の皆様との協働を進め、
- ▶ 総合教育会議において定期的に関連施策の成果を検証するとともに、
- ▶ 特に子どもたちの教育に重要な役割を担う「教員の指導力の向上」に取り組みます。

(4) 「岐阜市教育振興基本計画」

教育基本法は、日本の教育の理念と原則を定める法律で、同法第17条では、この理念の実現に向けて、国に対して、教育振興施策を総合的に推進するための基本方針を定めた教育振興基本計画を策定する義務を課するとともに、地方公共団体に対して、地域の実情に応じて、教育振興基本計画の策定に努める義務を課している。

市では、「岐阜市教育大綱」にもとづき、第1期（平成20年度から平成24年度）に「岐阜市の教育基本方針」、第2期（平成25年度から平成29年度）に「岐阜市教育振興基本計画」を策定し、次のような教育に関する取組みを実施した。

■ 図表1：これまで推進してきた主な取組み



※取組みの一部を抜粋しています。 ●の位置が事業開始年度です。

そして、平成30年度から5年を計画期間とする「第3期岐阜市教育振興基本計画」を策定し、現在実行している。

体系図 第3期岐阜市教育振興基本計画 (期間:平成30年度からの5年間)



○教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が定めるよう努めるものとされている教育の振興のための基本的な計画

～ 子どもから大人まで ～

社会での学び
～社会教育～



生きがいを見つけ、人生を豊かに
幸せに生きる人々があふれるまちへ

現在と未来の担い手の「ひびきあいによる学びの循環」

⇒ 大人は地域の教育者

- 効果が実証された手法を活用したり、参考にしよう努めるとともに、PDCAサイクルの考え方に基づき推進
⇒ 目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標の設定に努める
⇒ アンケートやヒアリングなどによる質的評価に基づく効果検証を図る
- 評価は、事務の点検及び評価の機会を活用して、第三者の知見を反映させながら客観的に実施



※PDCAサイクル: Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、取組みを継続的に改善

基本的方向性3 生涯を通じて学びやスポーツを楽しむための教育

コモン

▼目標12 人が集う文化や情報の拠点化の推進

公民館や図書館、科学館、歴史博物館が社会教育を担う場の中核として、それぞれの機能や特性を磨き高めることにより、人が集う文化や情報の拠点化の推進を図る。

▼目標13 郷土資源を活かした地域の誇りの醸成

郷土の伝統・文化・自然などに新たな価値づけや意味づけを行いそれらを磨き上げるとともに、将来世代に確かな形として引き継いでいくことを通じて、郷土資源を活かした地域の誇りの醸成を図る。

▼目標14 スポーツに親しむための取組みの推進や環境の整備

市民の皆さんのスポーツに対する多様なニーズに応えるため、スポーツやレクリエーション活動の充実を図るとともに、体育施設の機能充実など環境の整備を行うなどして、スポーツに親しむための取組みの推進や環境の整備を図る。



基本的方向性4 生涯を通じて挑戦し、多様な生き方ができるための教育

チャレンジ・サポート

▼目標15 「やってみよう!」「やってみよう!」に応える機会の充実

体験を重視した様々な取組みにより、市民の皆さんの「やってみよう!」「やってみよう!」に応える機会の充実を図る。

▼目標16 輝く個性をたたえ支援する取組みの推進

岐阜市にゆかりがある人のスポーツや文化芸術分野における活躍を応援し、広く市民の皆さんに伝えるとともに、本人の技術や競技力の向上に向けた取組みにかかる金銭的負担を軽減するなどして、輝く個性をたたえ支援する取組みの推進を図る。

▼目標17 青少年の居場所づくりや社会との接点を保つ取組みの推進

青少年会館を核に、「エールぎふ」との連携を強化するなどして、社会的自立支援に向けた青少年の居場所づくりや社会との接点を保つ取組みの推進を図る。



(5) 教育委員会

地方公共団体は教育に関する事務を処理するにあたっては、次の4点が求められている。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">ア. 地方自治が尊重されることイ. 国、都道府県、市町村がそれぞれの役割分担を果たし、連携協力することウ. 政治的中立を維持し、教育の安定性を確保することエ. 住民の意思が反映されること |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

そこで、政治的中立を維持するとともに、地域に根差した教育・文化の振興の実現を図るため、市長から独立した行政委員会、教育に関する事務を管理執行する合議制の執行機関として、教育委員会が設置されている。

教育委員会は、教育長と複数の委員から構成し、委員の有する様々な知見を活用することで効果的かつ適正な事務の執行を行っている。法令の定めにより、教育長の任命には、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命することとし、任期は3年とされている。

また、委員の任命については、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないよう配慮し、市長が議会の同意を得て任命することとし、任期は4年、定数は5人としている。

(6) 教育委員会事務局

管理部門	教育政策課 (教育長を含む)	21 (4)	政策係	教育施策の企画・調査・調整、教育委員会の点検・評価、事務事業の合理化見直し、市立幼小中高の設置・廃止・適正規模化、幼児教育振興、教育委員会会議、事業評価、通学区域審議会、教育行政相談窓口、総合教育会議
			庶務係	予算・決算、庶務全般、寄附、私学振興
			管理係	市費職員の人事給与、後援、表彰、労務対策、文書の收受及び整理、公務災害事務
	教育施設課	11	建設・計画係	教育施設の建設、諸補助金、調査・統計
管理係			教育施設の営繕管理に関する契約・支払事務、教育施設用地、土地管理、占用許可、登記	
学校教育部門	学校指導課	18 (2)	教職員係	教職員の人事、教員免許、公務災害等
			指導係	教科指導、特別支援教育、人権教育、コミュニティ・スクール、小中一貫教育、国際理解教育、小中一貫英語教育、生徒指導、教育相談、教育実習、図書館教育
			学事係	就学援助、学校基本調査、通学区域、転出入関連業務
	学校保健課	8 (8)	保健係	児童・生徒・教職員の保健安全等や学校の保健安全計画、環境衛生、児童・生徒の事故・災害に関すること
給食係			学校給食に関すること	
社会教育部門	社会教育課	15 (4)	社会教育・公民館係	家庭教育学級、視聴覚教育、PTA 連合会、女性の会、人権教育推進、公民館の管理及び運営・指導、自治公民館の建設・修理補助
			文化財・市史編さん係	指定文化財、埋蔵文化財等の保存・保護と活用、文化的景観事業、市史編さん
			歴史遺産活用推進係	織田信長公居館跡発掘調査、信長学関連事業、史跡岐阜城跡の保存活用、日本遺産事業、鶴飼習俗総合調査
	青少年教育課	7 (6)	放課後児童クラブ係	放課後児童クラブ
			青少年教育係	青少年問題協議会、青年団体の助成・活動支援、家庭教育啓発、放課後子ども教室・放課後学びの部屋、青少年国際交流、成人式、青少年健全育成・非行防止、少年補導
	市民体育課	18 (2)	スポーツ振興係	生涯スポーツ推進体制の確立、各種関連団体との連携
			スポーツ支援係	競技力向上支援、トップスポーツチームの支援
スポーツ施設係			体育施設整備・運営	
高校総体推進室			H30 高校総体開催準備・推進	

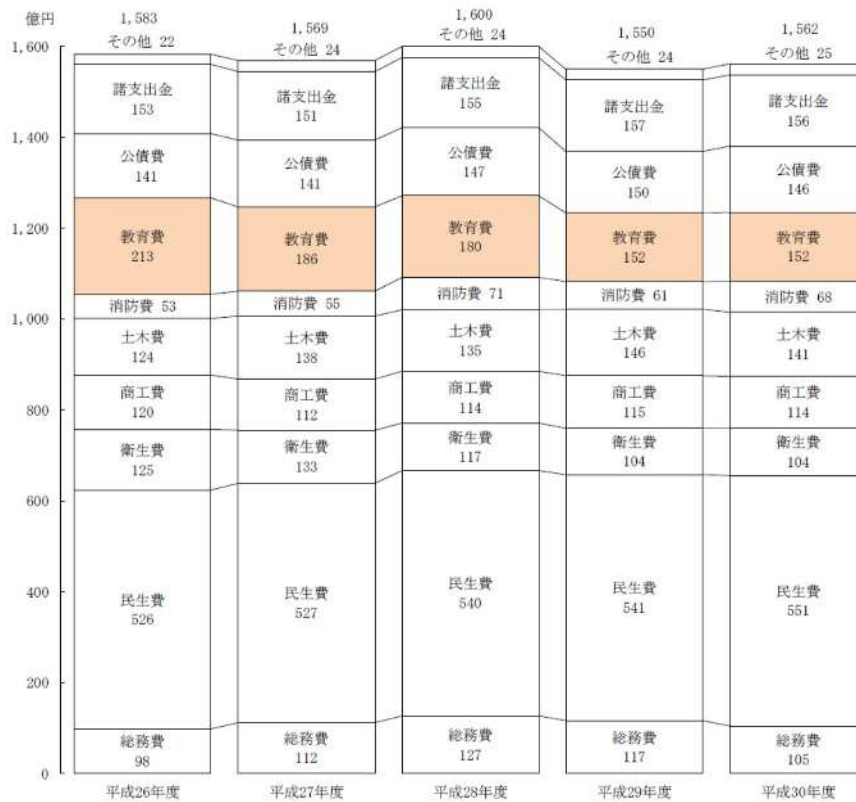
(7) 市教育費予算

平成30年度の教育費予算の総額は、151億9,959万2千円であり、前年度予算152億832万2千円と比較すると、873万円の減額であった。また、教育費の一般会計に占める割合は、9.7%であった。

▼教育費予算

【一般会計当初予算（目的別）の推移】

(単位：億円)



(単位：億円、構成比：%)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		前年比較
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	
総務費	98	6.2	112	7.1	127	7.9	117	7.5	105	6.7	△12
民生費	526	33.2	527	33.6	540	33.8	541	34.9	551	35.3	10
衛生費	133	8.4	117	7.5	104	6.5	102	6.6	104	6.7	2
商工費	120	7.6	112	7.1	114	7.1	115	7.4	114	7.3	△1
土木費	124	7.8	138	8.8	135	8.4	146	9.4	141	9.0	△5
消防費	53	3.3	55	3.5	71	4.4	61	4.0	68	4.4	7
教育費	213	13.5	186	11.9	180	11.3	152	9.8	152	9.7	0
うち教育委員会費	191	12.1	163	10.4	156	9.8	126	8.1	127	8.1	1
公債費	141	8.9	147	9.3	150	9.4	135	8.7	146	9.3	11
諸支出金	153	9.7	151	9.6	155	9.7	157	10.1	156	10.0	△1
その他	22	1.4	24	1.5	24	1.5	24	1.6	25	1.6	1
計	1,583	100	1,569	100.0	1,600	100.0	1,550	100.0	1,562	100.0	12

2. 監査の対象とした部署

市の小中学校における教育に関する事業について、特に関連するであろう次の部署を対象として選択した。

(1) 教育委員会

第3 監査の結果及び意見

1. 学校評価

(1) 概要

学校評価は、それぞれの学校が自らの教育活動その他の学校運営について、自律的・継続的に改善を行っていくために必要なものである。また、学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たし、保護者、地域住民などと情報や課題を共有しながら学校運営を進めていく上でも重要なものである。このような考えに基づいて、文部科学省は、平成18年3月27日に、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定し、学校評価の目的や方法、結果の公表方法等を示した。また、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。これを受けて、平成22年7月20日に、「学校評価ガイドライン」が改訂された。

これらを踏まえ、教育委員会においても、「岐阜市・学校評価ガイドライン」を作成した。

ア. 学校評価の目的

学校評価の目的として、(ア)教育活動・学校運営の組織的・継続的改善、(イ)学校・家庭・地域の連携協力による学校づくり、(ウ)教育の質の保証と向上の3つがあるといわれている。

(ア) 教育活動・学校運営の組織的・継続的改善

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

(イ) 学校・家庭・地域の連携強化による学校づくり

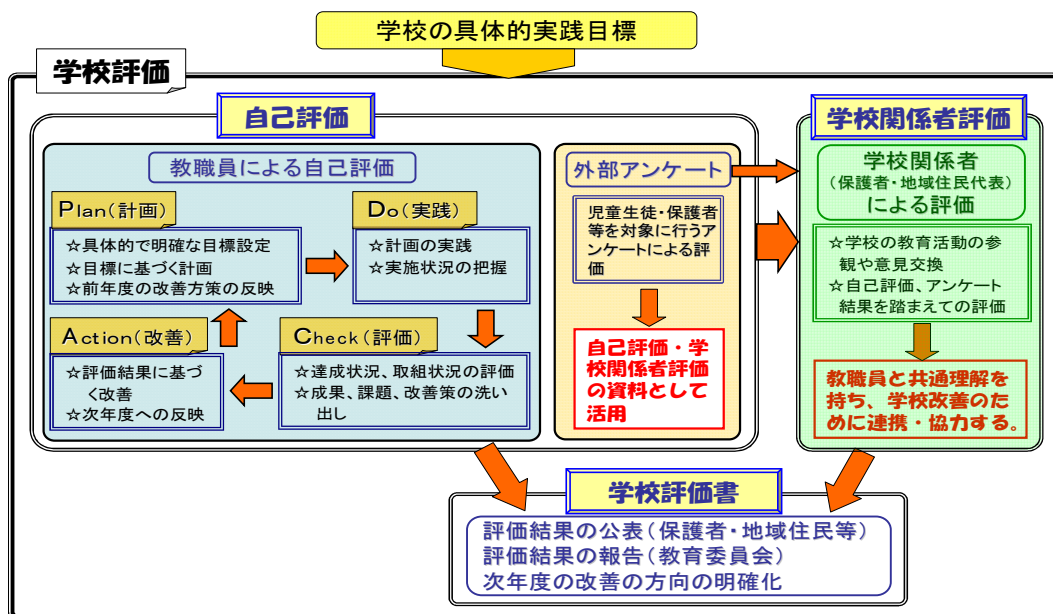
各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を

果たすとともに、保護者、地域住民等から理解を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

(ウ) 教育の質の保証と向上

各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

イ. 市の考える学校評価



学校が、教育活動その他の学校運営について、目標（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Action）というPDCAサイクルに基づき、継続的に改善を進めていく。この自己評価活動を機能させるためには、目標を適切に設定することが重要であり、各学校は、学校全体の教育目標とともに、目指すべき具体的実践目標やそれに向けた取組を具体的に設定する必要がある。「学校評価」をより学校づくりに生かしていくために、市では、次の5つのポイントを大切にしている。

- (ア) 評価項目の明確化と具体化
 - ・教職員、児童生徒、保護者等が目指す方向を明確にし、共有する
 - ・評価項目を具体化し、適確な評価を実現する
 - ・小中一貫教育推進のための中学校区の重点目標を設定する
 - ・学校の教育活動に基づいた評価計画を作成する
- (イ) 全教職員の共通理解による改善活動を推進
 - ・学校評価の意義、評価項目について、共通理解をする
 - ・共通理解に基づき、P D C Aサイクルによる教育活動・学校運営を改善する
- (ウ) 自己評価を重視
 - ・学校評価の基本は、自己評価である
 - ・自己評価を通して、教職員が学校運営の状況を把握し、主体的に改善に取り組む
 - ・児童生徒、保護者等の視点からの外部アンケート結果を積極的に取り入れる
- (エ) 学校関係者評価を実施
 - ・学校評議員を基本に、保護者の代表を含めた組織をつくる
 - ・学校の現状と取組への理解を深め、ともに学校を良くしていくための活動に、前向きに取り組む態勢づくりをする
 - ・教職員の自己評価や外部アンケートの結果をもとに学校の取組を評価する
- (オ) 学校情報を積極的に発信
 - ・自己評価及び学校関係者評価の結果並びに今後の改善策をとりまとめた学校評価書を作成し、教育委員会へ提出する
 - ・「学校評価の結果」については、改善の方向を含め、保護者や地域の方々に積極的に発信する
 - ・「学校評価の結果」については、文書にて公表する

ウ. 文部科学省が考える学校評価により期待される取組と効果

学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。

学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。

また、第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。

学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むことになることが期待される。

学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実践そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実

情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

エ. 学校評価に関する学校教育法・学校教育法施行規則

学校教育法

第 42 条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第 28 条）、中学校（第 49 条）、高等学校（第 62 条）、中等教育学校（第 70 条）、特別支援学校（第 82 条）、専修学校（第 133 条）及び各種学校（第 134 条第 2 項）に、それぞれ準用する。

学校教育法施行規則

第 66 条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条

小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小

学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条

小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第 39 条）、中学校（第 79 条）、高等学校（第 104 条）、中等教育学校（第 113 条）、特別支援学校（第 135 条）、専修学校（第 189 条）、各種学校（第 190 条）に、それぞれ準用する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 学校評価に係る運用が適切に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が作成した学校評価書を閲覧 ・情報発信の状況を教育委員会がどのように確認しているかについてヒアリング
イ. 学校評価実施における教育委員会の支援体制は構築されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価書のまとめを閲覧 ・学校評価における教育委員会の支援体制についてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 学校評価に係る運用が適切に実施されているか			①
イ. 学校評価実施における教育委員会の支援体制は構築されているか	○		

【監査意見】

① 学校評価の情報公開

年度当初に、市の重点項目をもとに、学校として重点項目を記載して教育委員会に提出する。また、年度末に、学校としての重点項目に対し、自己評価、達成状況、学校関係者評価委員会からの所見、改善の方向を記入して提出していることを確認した。

これらの学校評価書は、文書による保護者への公表とともに、PTA総会・懇談会での保護者への説明、地域の集会等での説明、学校ホームページでの情報公開が求められている。

これについて、ヒアリングを実施した結果、教育委員会は、実際に各学校から情報公開が行われたかまで確認していないと回答を得た。

今後は、教育委員会が学校を指導する立場にあることから、情報公開が実際に実施されたかどうかまで確認することが望ましい。【意見1】

2. 教育事務

(1) 概要

教育事務の主なものとして、小中一貫教育研究事業、岐阜市型コミュニティ・スクール推進事業、スーパーシニア「ぎふっ子応援」事業などを行っている。

ア. 小中一貫教育研究事業

中学校区の実態に合わせためざす子どもの姿（9年間を貫く指導目標）を設定し、指導内容と方法を系統化することで、学校間・校種間の枠を越えて、9年間の成長を見通し一貫した教育の研究を行っている。

市で重点としているものとしては、a. 中学校区の実情に合わせて、「めざす子どもの姿（9年間を貫く指導目標）を設定する、b. 「めざす子どもの姿」の具現に向けて指導内容と方法を系統化し、全職員の共通理解のもと、9年間一貫した指導を行うとしている。

「学校・校種が替わっても、めざすものは変わらない」を合言葉に、小中学校の全職員が共通理解した指導を行うものである。

具体的な実践例としては、小中で合同の学校運営協議会が設置されており、小中が一体となって地域とのさまざまな協働活動を展開している。またPTAの広報誌も小中合同で発行されているところもある。また、9年間を見通した「学習姿勢系統表」を作成することで、9年間の学習指導を通しての「めざす姿」が明確にされ、具体的な手立てが「学習準備」「言語環境の充実」「家庭での学習習慣」の観点からまとめられ、実際の学び方や学習内容の定着を見届けるために、互いの全校研究会を参観することなどを通して、検証が行われている。

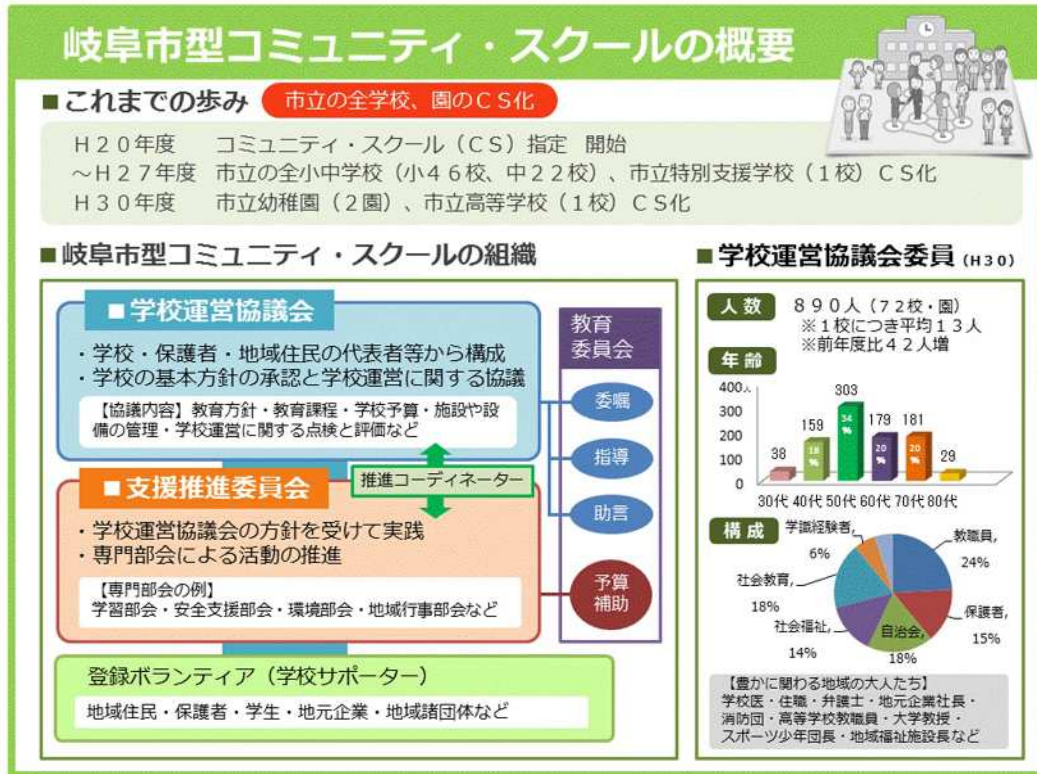
イ. 岐阜市型コミュニティ・スクール推進事業

教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者や地域住民、有識者等から構成される「学校運営協議会」を設置し、学校運

営への参画の促進や連携強化を進めることにより「地域に開かれ、地域に支えられるよりよい学校づくり」を行っている。

市では、これまでも保護者や地域の方々のご協力を得て、ゲストティーチャーとしての授業参加、登下校時の見守り活動の実施、学校内外の環境整備など、各小・中学校、特別支援学校、幼稚園等の教育活動の充実や子どもたちの安全・安心につながる取組を進めてきており、この取組を基盤として、地域にある豊かな社会資本の活用を進め、今ある活動をより組織的・断続的に取り組む体制を整えようと、平成20年度より学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用し指定を進めてきている。平成27年度には市立の全ての小・中学校、特別支援学校が、平成30年度には、市立幼稚園（加納幼稚園・岐阜東幼稚園）と市立高等学校（市立岐阜商業高等学校）が学校運営協議会を立ち上げることにより、市立の全ての幼小中高の学校・園がコミュニティ・スクールとなった。

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりといった取組が行われるものである。



（市提供資料より）

ウ. スーパーシニア「ぎふっ子応援」事業

子どもへの教授スキル向上を図る教育学講座を27名のシニアが修了し、自らの知識や経験を子どもの学びに活かしながら、学校現場で活躍している。また、東京大学牧野研究室とともにモデル校区において、地域と学校の連携・協働に係る取組の研究を推進している。

本事業は、少子高齢化を課題ではなくチャンスと捉え、高齢者の学びと活躍の場を創出し、その意欲と力を学校現場や子どもたちへの教育に活かす取り組みを推進する。シニアが子どもたちに自らの知識や経験を伝えることで、シニア自身の生きがい増進はもとより、子どもたちが夢や目標、地域や社会に関心を持つとともに、地域と学校が連携・協働しながら将来の担い手を育成していく仕組みを構築すること目的としている。

平成30年度においては、ぎふスーパーシニア教育学講座として年3回開催した。第1回は、ぎふスーパーシニアの授業参観と子どもたちと一緒に給食体験、第2回は、「3,600人の調査から見えたシニアと子どもの相乗効果」と「今の子どもは？実態や発達障がい・人権を踏まえた接し方・伝え方」の講義、第3回は、「楽しいベースの<ちいさな社会>と人々の<学び>—人生100年時代を生きる・みんなが主役のまちをつくる—」の講義を実施した。これらの講座修了者のうち「ぎふスーパーシニア教育人材リスト」登録を希望してから実際に活動することとなる。

東京大学牧野研究室の知見やノウハウを活用し、「教育を通じて高齢者の生きがいをづくりや活力増進を図る」とともに、「高齢者の知識・経験を子どもたちへの教育に活かす」仕組みを調査・研究している。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 小中一貫教育推進事業の目的がどのように達成されているか。	・ 実践事例を閲覧
イ. コミュニティ・スクールの運営は適切に実行されているか。	・ 学校視察時における会議録の閲覧 ・ 予算執行における通達を閲覧 ・ 事業内容のヒアリング
ウ. コミュニティ・スクールの決算報告は適切になされているか。	・ 予算執行における通達を閲覧 ・ 学校別決算報告書一覧の中から科目に偏りがみられた報告書の内容を閲覧
エ. スーパーシニア「ぎふっ子応援」事業の目的がどのように達成されているか。	・ 事業内容のヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 小中一貫教育推進事業の目的がどのように達成されているか	○		
イ. コミュニティ・スクールの運営は適切に実行されているか			①②
ウ. コミュニティ・スクールの決算報告は適切になされているか			③
エ. スーパーシニア「ぎふっ子応援」事業の目的がどのように達成されているか	○		

【監査意見】

① コミュニティ・スクールの経費の支払時期

予算の申請書を6月末日までに教育委員会宛に提出している。その際には、コミュニティ・スクール組織図、年間活動計画、予算案、支援推進委員会規程、支援推進委員会名簿などを提出したのちに予算が支払われる仕組みとなっているため、予算の振込が7月下旬から9月頃となっている。

また、予算執行後の残金については、市に戻す仕組みとなっているため、年度当初の残金は0円となっている。そうしたことから、4月から入金時まで使用した費用については、担当者が立て替えることは好ましくないため、業者に支払いを待ってもらっている状態である。業者のほうも慣例となっているため理解を示しているとのことであるが、予算承認後速やかな支払いを行うことが望ましい。【意見2】

② コミュニティ・スクールの運営

各種会議や事業内容については、学校ごとに回数も内容も大きく異なっている。これは地域の特性などを考慮して実施しているものであるから、異なっていることに対して異論はない。しかしながら、会議を行った際には、どのような発言があったのか、反省点はあったのかなどを記録する習慣にしておいたほうが、今後の会議においても有意義なものになる。個人のメモで残している記録もあったが、そのような場合、個人の人事異動とともに消失する恐れも否定できない。したがって、現在会議録を残していないコミュニティ・スクールは将来のためと思って会議録を残すことが望ましい。【意見3】

③ コミュニティ・スクールにおける購入方針

学校視察時に、会計綴りを閲覧している中において、インターネットで購入した物品を確認した。購入した判断としては、近隣の店舗より安かったというのが購入の動機であったが、これについて市から指摘があった。

その理由は、背景として市の業者を利用してもらいたいといった事情もあると回答を得た。

確かに、市の地域として実施しているコミュニティ・スクールであるので、市全体として盛り上げていこうという趣旨はよくわかる。しかしながら、限りある予算がある中での経済性という観点から考えると、少しでも安くて使い勝手がいい物品であれば、現場としてはそちらで構わないといえる。

市の業者という観点を重視していくのであれば、その方針を周知するよう検討されたい。【意見4】

3. 土曜日の教育活動推進事業

(1) 概要

学力補充・体験学習・地域とのコラボ・部活動・体力作りを方針とし、子どもたちの個性的な才能を開花させるきっかけづくりとして、希望する中学生に対し、高校の学習内容等の発展的な学びや、ダンスや薬学など様々な分野の学びの機会を提供する。

具体的な実施内容は次である。

- ア. 学校課題に応じた授業：土曜日午前授業、年間10回、全員参加する。指定校においては年間5回、学生サポーターを派遣し授業等を支援する。
- イ. 土曜日の才能開花教育：希望する中学生各回30名程度を対象に、年間10回の授業を実施している。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 学校課題に応じた授業は計画とおり実施されているか	・実施実績について確認
イ. 実施テーマの選定は適切か	・分野選定方法について確認
ウ. 定員超過の場合の参加者の選定方法は適切か	・選定方法について確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 学校課題に応じた授業は計画とおり実施されているか	○		
イ. 実施テーマの選定は適切か			①
ウ. 定員超過の場合の参加者の選定方法は適切か	○		

【監査意見】

① 実施テーマの選定

MI理論(※)に示された8つの知能を参考に、担当者が選定案を策定し、課内会議を経て決定しているとのことである。平成30年度の実施実績は次のとおりである。

(※) MI理論とは、ハーバード大学教授のHoward・ガードナー氏が提唱する「多重知能(Multiple Intelligences)」理論であり、言語的知能、論理数学的知能、音楽的知能、身体運動的知能、空間的知能、対人的知能、内省的知能、博物的知能の8つの知能のうち、人によってある知能が強い傾向、または、ある知能が弱い傾向があるという考え方である。

平成30年度 土曜日の才能開花教育

番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
H30年度 実施テーマ	ミュー ジック& ダンス	プログラ ミング	災害対応	薬学	昆虫学	美術	イング リッシュ	サウンド	バイオ イメージ ング	プレゼン
MI理論による 8つの知能	身体 音楽的	論理・ 数学的	対人的	論理・ 数学的	博物学的	視覚・ 空間的	言語・ 語学的	音楽 リズム的	論理・ 数学的	対人的
申込計	37	157	51	143	34	57	53	32	60	52
当初定員	60	30	40	80	40	40	40	40	40	40
当日参加	32	30	29	76	31	40	33	23	36	35
申込者数/定員	62%	523%	128%	179%	85%	143%	133%	80%	150%	130%
倍率順位	10	1	7	2	8	4	5	9	3	6
当日参加数/定員	53%	100%	73%	95%	78%	100%	83%	58%	90%	88%
参加割合順位	10	1	8	3	7	1	6	9	4	5
R元年度 実施予定テーマ	ミュー ジック& ダンス	プログラ ミング	災害対応	薬学	昆虫学	美術	イング リッシュ	サウンド	キャラク ターデザ イン	プレゼン
	身体 音楽的	論理・ 数学的	対人的	論理・ 数学的	博物学的	視覚・ 空間的	言語・ 語学的	音楽 リズム的	視覚・ 空間的	対人的

(市提供資料より作成)

定員に対し申込者数が多いあるいは少ないテーマがあるが、事業の性質上、狭い分野に特化したテーマを選定している以上、仕方がないものと考えられる。今後もテーマ数を増やすことで全体の参加者数を増加するよう検討することが望ましい。

【意見5】

4. 理科授業魅力アップ事業

(1) 概要

理科を専門としない5, 6年の担任の教諭に対して理科の実験や観察の実施をサポートし、子どもたちに自然や科学に対する興味や関心を高められるように、理科支援員を配置する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 助成は適切に行われているか	・ 助成書類の確認
イ. 事業の目的に実施内容は合致しているか	・ 実施書類の確認
ウ. 理科支援員の募集方法・選定方法・配置基準は適切か	・ 関係書類の確認 ・ 関係者へのヒアリングの実施
エ. 理科支援員の出退勤の管理は適切か	・ 関係書類の確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 助成は適切に行われているか	○		
イ. 事業の目的に実施内容は合致しているか	○		
ウ. 理科支援員の募集方法・選定方法・配置基準は適切か			①
エ. 理科支援員の出退勤の管理は適切か			②

【監査意見】

① 理科支援員の配置基準

募集方法：広報「ぎふ」とHP

選定方法：面接試験

平成30年度配置実績：小学校13名

費用負担：国が理科支援員に係る費用の1/3を補助

配置は、学級数が多い学校、理科免許を保有している職員がいない、もしくは少ない学校に行っているとのことであった。

全小学校46校中13校であり28%と配置率が低い。理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付け等のサポートがあると、教員の時間外労働の縮減につながるため積極的に配置していくことが望ましい。【意見6】

② 理科支援員の出退勤管理

理科支援員は出勤表に勤務時間を手書きで記入している。理科の授業のサポートということで、比較的事後的に確認しやすいが、客観性を保つためタイムカードの導入が望ましい。

【意見7】

5. ALT 外国語指導助手

(1) 概要

コミュニケーションの基礎的な能力を身に付けることを目指すことを方針とし、市内全中学校において、年間 53 時間（週 1.5 時間）以上 ALT による英語指導を受けることができる環境を整えるとともに、市内全小学校の 5、6 年生に、同一校区の中学校で勤務する ALT の派遣（年間 18 時間）を行う。

(2) 監査の着眼点並び監査手続

着眼点	監査手続
ア. 計画通りに実施されているか	・ 関係書類の確認
イ. 配置が委託のみであることは適切か	・ 関係書類の確認 ・ 関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 計画通りに実施されているか	○		
イ. 配置が委託のみであることは適切か			①

【監査意見】

① ALT の直接雇用

個人が ALT を希望する場合、委託元への登録のうえ派遣という形式のみになるとのことであるが、直接交渉の場合、より低い費用で雇用できる可能性も考えられることから、一律に委託のみとはせず、市の直接雇用枠も設けることが望ましい。

【意見 8】

6. 「4技能のバランスを重視した英語教育」研究推進事業

(1) 概要

英語教育における「読む・聞く・書く・話す」の4技能をバランスよく育むことを方針とし、ベネッセ教育総合研究所へ職員1名を派遣する。また、ベネッセグループの英会話講師による英語授業を研究校と同一校区の小学校において実施する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 契約とおりに実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・実施書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ. 出向職員の選定方法は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者へのヒアリングの実施
ウ. 出向職員の管理は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認
エ. 市とベネッセ教育総合研究所との取り組みに客観性は保たれているか	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 契約とおりに実施されているか	○		
イ. 出向職員の選定方法は適切か			①
ウ. 出向職員の管理は適切か	○		
エ. 市とベネッセ教育総合研究所との取り組みに客観性は保たれているか			②

【監査意見】

① 出向職員の選定方法

公募による面接試験により選定している。平成28年～平成30年度の公募応募者数は平成29年度の1名のみであった。部内協議で出向者を決定しているとのことであるが、選定時の資料が残っていなかった。客観性を保つためには議事録を残すことが望ましい。【意見9】

② 事業の客観性確保

当事業はベネッセ教育研究所との協定に基づいて遂行されている。包括的研究推進を進めるにあたり、1対1の関係を継続するのではなく、一層の効果を獲得しかつ客観性を保つために、他の英語教育機関からも意見を聞く機会を設けることが望ましい。【意見10】

7. イングリッシュ・キャンプ in GIFU

(1) 概要

児童生徒が、外国人と主体的に英語でコミュニケーションをとろうとする姿勢を育むとともに、英語力、英語での自己表現力の向上を目指し、市在住の小中学生（小学校5年生以上）を対象に、ALTや大学生サポーターと野外炊事や川遊び、ウォークラリーなどの体験を全て英語で行う4泊5日のキャンプを実施する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 市の負担金額は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・実施書類の確認 ・契約書の確認
イ. 参加の機会は平等か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者へのヒアリングの実施
ウ. 市の英語教育は他市町村と比較して充分対応できているか	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 市の負担金額は適切か	○		
イ. 参加の機会は平等か			①
ウ. 市の英語教育は他市町村と比較して充分対応できているか			②

【監査意見】

① 参加機会の公平性

平成 30 年度の参加希望者数は 243 名で参加者は 160 名であった。選考方法は抽選により、全ての希望者が一度は参加できるよう、未経験者を優先しているとのことである。選考方法に問題は無い。

また、抽選に漏れた者が今後も英語を学ぶ意欲や国際交流に対する関心を維持, 向上させられるようにイングリッシュ・キャンプとは別日にALTと活動するサポートプロジェクトを行っている。細かいところまで配慮がなされていた。

一方、キャンプ参加者の負担額は 12,000 円であり、低所得家庭への補助・免除等はない。低所得者家庭については、非日常的な経験の機会は通常より少ないと想定されること、英語塾等に通う機会も少ないと想定される。行事を特定し免除することで、参加への意欲・学習への意欲・保護者の理解につながるため、低所得家庭への参加費免除を検討することが望ましい。

【意見 11】

② 派遣事業の実施

岐阜県内の多くの市町村において、中学生を対象に英語圏への派遣事業を実施しているが、市においては同様の事業はない。令和 2 年度より開始を検討中とのことである。当事業終了後の児童生徒のアンケートでは、「早く本当に外国に行きたいと思った」との回答もある。

市は、英語圏についてはアメリカ・シンシナティシティ(昭和 62 年提携)・カナダ・サンダーベイシティ(平成 19 年提携)と姉妹都市を提携している。より多くの生徒に学びのチャンス設けることは教育者の使命であるため、早急に派遣事業を開始することが望ましい。【意見 12】

8. 子どものための消費者教育推進事業

(1) 概要

有効なお金の使い方を学ぶとともに、消費者被害に遭わないために、騙される心理を理解し自分の頭でしっかりと考えて行動することの大切さを学ぶために、講師を招き、「私のライフ＆マネープラン」と題した授業を実施する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 実施状況は適切か	・実施書類の確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 実施状況は適切か			①

【監査意見】

① 事業の実施状況

平成30年度の実施状況は次のとおりである。

中学校：8校 実施率36%(全中学校22校)

小学校：8校 実施率17%(全小学校46校)

在学中に1度講習を受ける程度の実施率の低さである。成長に伴い考え方・受け取り方も変化していくため、実施の仕方を再検討することが望ましい。

小学校に関する委託料については、タレントへの講演依頼によるものである。過去3年間も次の契約金額により同一のタレントとの一者随意契約によっている。

平成27年度 4,631,000円 (10校で実施)

平成28年度 3,704,540円 (8校で実施)

平成29年度 3,805,000円 (8校で実施)

当事業の目的は自分の頭でしっかり考えて行動することであり、市内小学校 46 校中 8 校での実施になっていることも考慮すると、毎年同一の著名人に依頼しなければいけない必然性は低く、全小中学校で同様の講演が実施できるように工夫されることが望ましい。【意見 13】

9. ハートフルサポーター・ハートフルティーチャー・特別支援教育介助員

(1) 概要

ア. ハートフルサポーター

ハートフルサポーターとは、通常学級に在籍しているが、学習や生活に配慮を要する児童生徒に対してきめ細やかな指導を行う人員で、各小中学校に配置している。また、ハートフルサポーターに対しては、年間5回程度研修を行い、指導方法や各学校における状況を共有するなどして指導力向上を図っている。

イ. ハートフルティーチャー

ハートフルティーチャーとは、通常学級で配慮を要する児童生徒への対応する人員で、通常学級で配慮を要する児童生徒が在籍する学級に配置し、取り出し指導の授業などを実施している。

ウ. 特別支援教育介助員

特別支援教育介助員は、落ち着いた学校生活と確かな学力および生活力の定着を目指し、特別支援学級等に配置することにより、様々な様相をもった児童生徒に対して個別の指導を行っている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 募集方法・選定方法は適切か	・関係者へのヒアリングの実施
イ. 出退勤の管理は適切か	・関係資料の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ. 適切な人員数と今後の検討はなされているか	・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 募集方法・選定方法は適切か	○		
イ. 出退勤の管理は適切か			①
ウ. 適切な人員数と今後の検討はなされているか	○		

【監査意見】

① 出退勤の管理

ハートフルサポーター、ハートフルティーチャー及び特別支援教育介助員は、出勤表に勤務時間を手書きで記入している。出勤時退勤時は他の教職員が目視で確認をしているとのことだが、確認する職員も特定で決まっているわけではないため、その正確性を裏付けるものが無い。一カ月分の時間数を教育委員会がサポーター自身に確認をとり賃金の支払い計算をしているとのことである。正確性・客観性を担保するため、「確認者を定める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望ましい。【意見 14】

10. 教育相談員（ほほえみ相談員）

(1) 概要

不登校やいじめ問題の解決を図るため、家庭訪問を中心としたふれあい活動を行いながら不登校児童生徒の登校改善を目指し、ほほえみ相談員を全中学校区に配置し、いじめ等の早期発見、早期対応にあたる。中学校を本務校として、22名配置し、それぞれの校区の小中学校も担当している。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 募集方法・選定方法は適切か	・関係者へのヒアリングの実施
イ. 計画とおり実施されているか	・勤務実績資料の確認
ウ. 賃金の計算方法・支払方法は適切か	・関係書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
エ. 書類の管理方法は適切か	・関係者へのヒアリングの実施
オ. 適切な人員数と今後の検討はなされているか	・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 募集方法・選定方法は適切か	○		
イ. 計画とおり実施されているか	○		
ウ. 賃金の計算方法・支払方法は適切か	○		
エ. 書類の管理方法は適切か			①
オ. 適切な人員数と今後の検討はなされているか	○		

【監査意見】

① 書類の管理方法

ほほえみ相談員は中学校を本務校としてそれぞれの校区の小学校も担当している。視察を行った小学校においては、ほほえみ相談員の活動実績に関する書類が保管されていなかった。関係者に確認したところ、ほほえみ相談員が保管管理していて、相談員に問い合わせれば資料は確認できるということであった。不登校やいじめ問題は些細なことで状況が大きく変化する問題であることから、学校で活動実績報告書を保管する等、常に全教職員で情報共有できる状態にすることが望ましい。

【意見 15】

11. ジュニアアーティスト・トップランナー支援事業

(1) 概要

生徒が文化・芸術に関する才能をより伸ばすことができる環境を整備するとともに、当該生徒の活躍を広報し、市民の文化芸術に関する興味関心を高めることを目的に、文化・芸術分野において、国際大会、全国大会及びそれらに準じる大会において活躍する市の中学校生徒について、市として支援する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 支援対象基準は客観的に判断し易いものとなっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・関係資料の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ. 選定経緯は客観的に確認できるものとなっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

	問題なし	指摘	意見
ア. 支援対象基準は客観的に判断し易いものとなっているか	○		
イ. 選定経緯は客観的に確認できるものとなっているか			①

【監査意見】

① 選定過程の客観性

学校長からの推薦書の提出を受け、アドバイザーからの意見聴取を経て認定を行うが、選考委員会の議事録は無かった。今後の参考かつ客観性を保つため、意見聴取時の記録を残すことが望ましい。【意見 16】

12. 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金

(1) 概要

地域ぐるみ学校人権教育推進委員会を組織し、地域の児童生徒の教育諸条件整備し学力の向上を図るため、地域ぐるみ学校人権教育推進委員会への補助金を交付する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 補助は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・実施書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 補助は適切に行われているか			①

【監査意見】

① 補助事業の適切性

当委員会の決算報告は次のとおりである。

項目	予算額	決算額	増減	内訳
報償費	200,000	100,000	100,000	講演会講師謝金
旅費	226,000	99,424	126,576	研修大会参加
会議費	100,000	18,902	81,098	研修会・地域会議・中学生学生会費
図書費	210,000	199,249	10,751	人権学習図書代・資料代・機関紙購読料
消耗品費	100,000	411,129	-311,129	用紙代・ファイル代・ホワイトボード代
役務費	4,000	1,296	2,704	振込手数料
負担金	30,000	40,000	-10,000	研修会参加費
合計	870,000	870,000	0	

(市提供資料より作成)

消耗品費が大幅に予算超過している。消耗品費の予算は用紙・インク代と記載されていたが、決算では記念品代も含まれていた。この補助金は前払いされるものであることから、予算は正確に算出するよう指導を徹底することが望ましい。

【意見 17】

13. 教育PCの整備

(1) 概要

教育用PCの整備率、児童生徒3.6人に1台(国の第2期教育振興基本計画目標)の達成のため、校務用PCやパソコン室用PC等の整備・更新を行う。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. PC借上げに係る契約は適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書を閲覧 ・契約書の内容の確認
イ. PC借上げの更新計画は作成されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の有無を確認 ・作成された更新計画を閲覧

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. PC借上げに係る契約は適切になされているか			①
イ. PC借上げの更新計画は作成されているか	○		

【監査意見】

① 契約書の作成

契約資料を確認したところ、日通商事株式会社との契約書において5カ月の賃借料と記載するところ年額という整合性の無い記載があった。契約書は正確に作成することが望まれる。

【意見18】

14. 外国籍生徒等対応指導

(1) 概要

日本語指導や適応指導を必要とする外国籍児童生徒等のために、対応指導員を巡回派遣・適応指導し、教育の充実を図ることを目的として、日本語の指導が必要な外国籍および日本国籍の児童生徒が在籍する小中学校に指導員を派遣し、授業サポートや文書の翻訳、保護者との懇談時の通訳などを行う。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 適切な手続きがなされているか	・ 関係書類の確認
イ. 派遣実施内容は適切か	・ 関係書類の確認 ・ 関係者へのヒアリングの実施
ウ. 報償費の支払いは適切になされているか	・ 関係書類の確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 適切な手続きがなされているか	○		
イ. 派遣実施内容は適切か			①
ウ. 報償費の支払いは適切になされているか	○		

【監査意見】

① 派遣実施内容の適切性

4月と8月には派遣実績が無い。指導員の職務に、児童生徒の情緒開放、悩み相談という項目がある。派遣希望小中学校長が訪問不都合日報告書を提出し、それに基づき教育委員会が各

月の訪問計画を作成し、関係小中学校へ派遣日等を連絡している。年度変わり（４月）、夏休み（８月）という児童生徒が不安定になりやすい時期も配慮し派遣することが望ましい。

【意見 19】

15. 生徒指導サポーター

(1) 概要

生徒指導サポーターは、児童生徒の問題行動への対応や立ち直りのために、児童生徒及び保護者への具体的援助を学校内外で行うための人材であり、問題行動を起こす児童生徒や保護者への指導及び支援や校内を徘徊する児童生徒への別室指導等個別的指導、いじめた児童生徒への指導やいじめられた児童生徒への支援などいじめや問題行動に関しての学校への指導援助並びに緊急時の対応を行う。また、市民からのいじめや問題行動等の相談の対応をしている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 募集方法・選定方法は適切か	・関係者へのヒアリングの実施
イ. 勤務管理は適切か	・関係書類の確認
ウ. 適切な人員数・今後の方針は検討されているか	・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 募集方法・選定方法は適切か			①
イ. 勤務管理は適切か			②
ウ. 適切な人員数・今後の方針は検討されているか	○		

【監査意見】

① 募集方法・選定方法

各学校で人選し、教育委員会へ推薦という流れで採用しているとのことであった。各学校で、生徒指導サポーターが必要な状況であっても、適任者が見つけられなければ派遣を受けられないことになる。市が人材を確保して、各学校の人材確保の負担を軽減し、必要な学校には確実に派遣を行える体制を整えることが望ましい。【意見 20】

② 勤務管理

生徒指導サポーターには、時給計算で謝金の支払いをしている。勤務記録(様式2号)を提出することになっているが、その書類を確認したところ、勤務時間の記載があるがその管理については、客観性が確保できていない。正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望まれる。【意見 21】

16. 「スクールロイヤー」事業

(1) 概要

平成30年度より、保護者や地域の方との信頼関係を築きつつ、子供たちを取り巻く問題の解決に当たるため、弁護士の支援を受ける「スクールロイヤー」事業を導入し、市内全域を5つのブロックに区分し、1ブロック1人の担当弁護士が区域内の学校を対象に、研修、訪問面談、電話・メール相談を行う。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 契約とおりに実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・実施書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 契約とおりに実施されているか		①	

【監査意見】

① 仕様書に沿った事業の実施

各ブロックの担当弁護士の契約による業務内容は次のとおりである。

- (ア) 法務研修 年間3回
- (イ) 学校訪問 定期 年2回程度
- (ウ) 相談 電話・メール・直接面談

ここで、平成30年度の各ブロック担当弁護士の活動実績を確認したところ、次のとおりであった。

研修実施日	2019. 1. 24	2018. 11. 30	2018. 11. 13
第1ブロック担当者	○		
第2ブロック担当者	○	○	
第3ブロック担当者	○		○
第4ブロック担当者	○	○	○
第5ブロック担当者	○	○	○

(市提供資料より作成)

第1～3ブロックについては、各ブロック担当弁護士以外の弁護士により、仕様書の年3回の開催を満たしているが、教育委員会は、各ブロック担当弁護士から他の弁護士に変更する旨の書面による申請を受けていなかった。

教育委員会はブロック単位で各担当弁護士と契約を締結していることから、原則的には各担当弁護士が研修を実施すべきであり、変更がある場合には、その申請を書面で受ける必要がある。【指摘1】

17. スクール・サポート・スタッフ

(1) 概要

平成30年度より実施しており、教職員の負担軽減を図ることを目的に、教職員の事務作業をサポートするスタッフを配置している。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 出退勤の管理は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ. 人員数及び配置状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者へのヒアリングの実施
ウ. サポート体制は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 出退勤の管理は適切か			①
イ. 人員数及び配置状況は適切か			②
ウ. サポート体制は適切か			③

【監査意見】

① 出退勤の管理

スクール・サポート・スタッフの出勤状況管理についての教育委員会の指示書等は作成されていない。ハートフルサポーター等の場合と同様、正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望まれる。【意見22】

② 人員数及び配置状況

配置については各学校の校長がスタッフ候補者を挙げ、配置希望書の学校指導課への提出をもって申請となる。小学校 16 校・中学校 11 校が希望したが、実際は小学校 12 校・中学校 6 校に 2 校兼務で 9 名配置、中学校 1 校に単独配置で、計 10 名配置した。全希望校に配置できていない。また、希望しない学校がある理由を確認したところ、人選が難しいとのことであった。校長が候補者を挙げられなければ配置できない。平成 29 年度の調査では、配置により教職員一人あたりの時間外労働が平均 50 分減少している。このような効果が早々に現れていることから、市で適任者を確保し全学校に配置できる体制を早急に整えることが望ましい。【意見 23】

③ サポート体制

教職員がどのように仕事を依頼できるのかの具体的な指示書は無い。初めて担任を持つ・受験の学年を担当する教職員の時間外労働時間が多くなっていることから、このような教職員を優先的にサポートするように明確な指示をすることが望ましい。【意見 24】

18. 部活動指導員

(1) 概要

平成30年より実施している事業で、担当する教員の部活動指導に係る負担を軽減し、教職員の働き方改革を推進するとともに、専門的知識および指導方法のもとで生徒が指導を受ける環境を整備し、部活動の充実と適正化を推進することを目的に、顧問教員に替わって単独で指導・引率が可能な部活動指導員の配置している。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 募集方法・選定方法は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 募集方法・選定方法は適切か			①

【監査意見】

① 募集方法・選定方法

各中学校長から推薦のあった者の中から、教育委員会がふさわしいと認めるものを採用している。部活動指導員配置事業実施要項での配置人員は22人であったが、実際の配置は18人だった。4校について配置が無かった理由は人選が難しいためとのことである。登録制にする、あるいは市が公募する等人員確保の対策を整えることが望ましい。【意見25】

19. ぎふ サイエンス・キャンプ

(1) 概要

児童の主体性や多様性、協働性、創造力を高め、より科学への興味・関心を高めるため、仲間と対話しながらピタゴラ装置の製作やサイエンスショーなどの科学体験を行う3日間のプログラムを実施する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 参加の機会は平等か	<ul style="list-style-type: none"> ・実施書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ. 参加者増員の検討と今後の方針は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ. 委託契約は適切に遂行されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 参加の機会は平等か	○		
イ. 参加者増員の検討と今後の方針は適切か			①
ウ. 委託契約は適切に遂行されているか	○		

【監査意見】

① 事業の実施状況

定員80名のところ306名の応募があった。会場の収容人数の関係で80名が限界で定員を増やせないとのことであるが、

7割超の児童の期待に応えられていないことを考えると、実施日の回数を増やすことが望ましい。

また、この事業は科学への興味・関心を高めることが主な目的であるため、宿泊を伴わなければいけない必然性は無い。宿泊を伴わなければ経費も抑えられ、スタッフの負担を軽減でき、本来の目的達成に集中できる。事業の最大の効果を生むためには、科学体験に特化した実施内容への見直しが望ましい。

【意見 26】

20. 岐阜市型STEM教育推進事業

(1) 概要

科学に興味を有する児童の才能伸長、科学技術への理解増進、科学技術リテラシーの普及・向上を目的として、STEM教育(※)を推進することを目的に小学校に配置している。

(※) STEM教育とは、「Science, Technology, Engineering and Mathematics」の頭文字で、科学・技術・工学・数学の教育分野を総称したものである。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 募集方法・選定方法は適切か	・関係者へのヒアリングの実施
イ. 勤怠管理は適切か	・関係書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ. 適切な人員数・今後の方針は検討されているか	・関係者へのヒアリングの実施
エ. 事業費のうち消耗品は各学校に適切に配分されているか	・関係書類の確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 募集方法・選定方法は適切か	○		
イ. 勤怠管理は適切か			①
ウ. 適切な人員数・今後の方針は検討されているか	○		
エ. 事業費のうち消耗品は各学校に適切に配分されているか			②

【監査意見】

① 勤怠管理

各学校の管理職や事務職員と確認しながら休暇整理簿等を用いて管理している。客観性と確認作業の効率化のためにタイムカードを導入することが望ましい。【意見 27】

② 学校間格差

平成 30 年度の S T E M 教員用の消耗品費は 2,319,000 円で、その内容は、理科実験器具・理科実験用試薬であった。各学校別金額の学校別一覧は無いとの回答であった。上限 5 万円として各学校の実態に合わせて購入しているとのことである。学校別一覧を作成することで各学校の実態を把握でき、適切に配分されているか確認できる。連年通して偏りが生じていないか確認し、学校ごとに教育格差が生じないように管理することが望ましい。【意見 28】

21. 英語教育 岐阜発「英語でふるさと自慢」

(1) 概要

英語を使って簡単な会話やふるさと自慢ができる児童の育成を目的に、地域在住の外国人をEF（英語指導協力員）として全小学校の1～4年生の各学級に派遣（年間18時間）する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 募集方法・選定方法は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
イ. 出退勤時間の管理は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
ウ. EFとALTの比較検証は適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 募集方法・選定方法は適切か	○		
イ. 出退勤時間の管理は適切か			①
ウ. EFとALTの比較検証は適切になされているか			②

【監査意見】

① 出退勤管理

視察した学校で確認したところ、タイムカードが導入されていない。客観性と確認作業の効率化のためにタイムカードを導入することが望ましい。【意見29】

② EFとALTの比較検証

当事業についてはEFを起用し、前述の外国語指導助手事業についてはALTを起用している。

厚見小学校では、ALTの派遣による効果との比較検証するためEFの代わりにALTを1～4年生の各学級に派遣(年間18時間)している。その効果検証として活用しているのは英検Jr. のことであるが、平成29年度と平成30年度でグレードの異なる試験を受けたため比較ができていない。比較検証を行っているのに、比較できない検証手段を実施している。手段の選択は的確に行うことが望ましい。【意見30】

22. 「主体的・対話的な学びの在り方」推進事業

(1) 概要

主体的・対話的で深い学びの実践の場として、各学校の「アゴラ」の整備と活用を進め、継続的な授業改善に取り組むため、平成 28 年度に全中学校、平成 30 年度に全小学校に、通常の教室と異なる自由なレイアウトに組み合わせることができる可動式テーブル、椅子、ホワイトボード等を設置した。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 実施成果の把握は適切か	・実施後の結果分析についての確認
イ. 計画的に実施されているか	・アゴラ現地視察の実施
ウ. 備品の設置と事業目的の関係性を客観的に証明できるのか	・関係書類の確認 ・アゴラ現地視察の実施
エ. 新規事業導入の経緯把握は適切か	・関係資料の確認 ・関係者へのヒアリングの実施
オ. 全小中学校に同一の環境が導入されているか	・アゴラ現地視察の実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 実施成果の把握は適切か			①
イ. 計画的に実施されているか			②
ウ. 備品の設置と事業目的の関係性を客観的に証明できるのか			③
エ. 新規事業導入の経緯把握は適切か			④
オ. 全小中学校に同一の環境が導入されているか	○		

【監査意見】

① 実施成果の把握

中学校での実施結果を受けて小学校に同事業を実施している。

【教師】 ☆市内22中学校の教員を対象に調査。平成29年度

	20回以上	10～19回	1～9回	0回
4月から、授業や活動で「アゴラ」を使用した回数	40	34	237	223
	7%	6%	44%	42%

(市提供資料より作成)

調査では年間のアゴラ使用回数が0回の教員が42%である。一方、生徒への調査では「どちらかと言えば良い効果がある」との回答が多かったが、使用回数が少ない中での調査では正確な検証ができない。教員の使用回数がこのような状況になる原因を追究解消したうえで、小学校への導入をするべきであった。信憑性の高い裏付けをもって事業を実施することが望ましい。【意見 31】

② 利用環境の整備

視察先の中学校にはアゴラにエアコンが設置されておらず、夏季には利用し難いとのことであった。エアコン設置には電気使用量の制限により物理的に難しいとのこと、当分はエアコンの無い状況が続くと予測される。利用し難い部屋に備品を設置しても効果は期待できない。利用環境の整備を正確に検討・実施したうえで、事業を開始することが望ましい。【意見 32】

③ 備品の設置

アゴラ使用に関する意識調査も確認したが、曲線の机を設置することが主体的・対話的な学びにつながるということについて客観的に証明できるものが無い。小中合わせて 89,954 千円の事業費を投じているのであるが、教室・体育館・運動場・体育館・図書室等の利用でも可能ではなかったかと考えられる。STEM 教育推進事業等、効果を把握できていながら予算に制限があり人員を増やせていない事業もある。すでにある環境・備品を工夫して利用していくことが望ましい。【意見 33】

④ 新規事業導入に至る経緯の客観性

当事業導入の際の議事録等の閲覧を申し出たところ、事業導入の際の具体的な経緯が分かる資料の提出を受けることができなかった。導入経緯が具体的に確認できないと、当事業の正確な効果の把握と今後の新規事業導入の参考にもできない。新規事業導入については、その経緯を明確に残し確認できる議事録等の資料を整えておくことが望ましい。【意見 34】

23. 「危険から自分を守ろう」事業

(1) 概要

児童の危機対応能力を高めるため、児童自らが地域を回り、防犯、交通安全、防災の観点から危険箇所を発見し、「地域安全マップ」を作成する取組みを進める。また、不審者対策として、警察等の協力により、児童生徒や教職員を対象とする不審者対応訓練を実施する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 「地域安全マップ」を作成できているか	・実施書類の確認
イ. 児童が子ども110番の家を認識できているか	・関係者へのヒアリングの実施
ウ. 子ども110番の家に対し登録後の管理指導はできているか	・関係者へのヒアリングの実施

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 「地域安全マップ」を作成できているか			①
イ. 児童が子ども110番の家を認識できているか	○		
ウ. 子ども110番の家に対し登録後の管理指導はできているか	○		

【監査意見】

① 「地域安全マップ」

地域安全マップ実施報告書を確認したところ、46 小学校中 21 校の資料を確認できた。21 校については、安全マップが作成されていることが確認できたが 24 校については確認できなかった。全小学校について確認・保管することが望ましい。

【意見 35】

24. 不登校児童・生徒

文部科学省においては、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」を不登校児童・生徒と定義している。

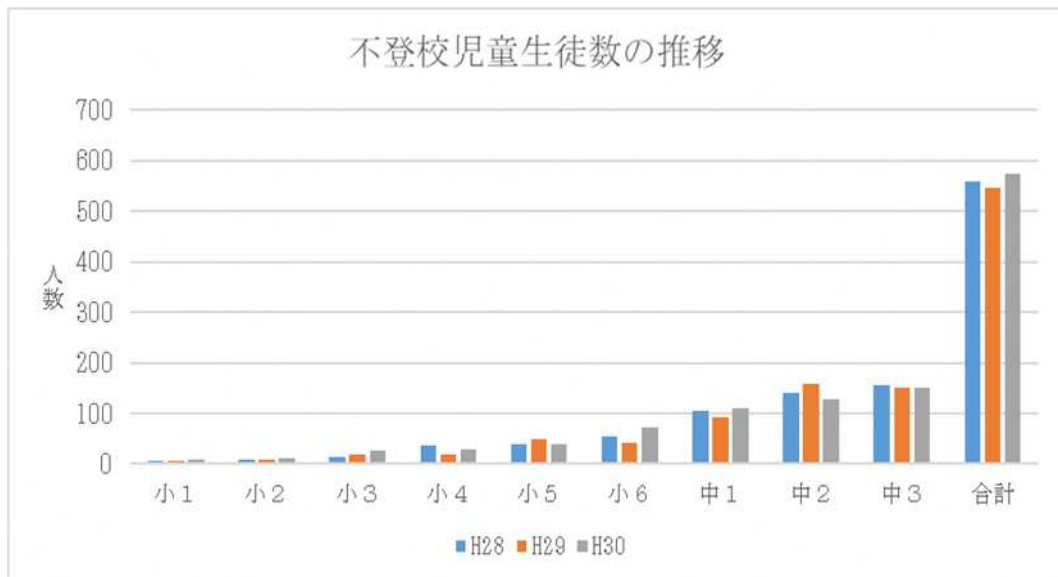
そこで、市における不登校児童・生徒の調査状況が適切か、そして不登校児童・生徒への取り組みが適切かを監査した。

(1) 概要

ア. 不登校児童・生徒の数

市における不登校児童及び生徒の認知件数は次の通りである。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
H28	5	9	15	37	39	54	104	141	155	559
H29	5	8	20	20	50	42	92	158	150	545
H30	9	12	26	30	39	71	110	128	150	575



イ. 不登校の理由

不登校児童、生徒の不登校の理由は、次のように区分されている。

A	いじめに起因する
B	いじめを除く、他の児童との関係に起因する
C	教職員との関係に起因する
D	学校生活上の影響
E	遊び・非行
F	無気力
G	不安など情緒的混乱
H	家庭の状況
I	A～H以外

ウ. 市における不登校に対する取り組み

(ア) 市においては、ほほえみ相談員の配置している。

ほほえみ相談員は、各中学校区に配置され、校区内の小中学校で活動している。

ほほえみ相談員は小学校・中学校における不登校への対応を目的とし、不登校児童生徒の学校復帰を支援するために、訪問型支援を中心としながら、ふれあい活動を通して次の業務を行っている。

- a. 家庭訪問による教育相談
- b. 相談室、保健室等における教育相談
- c. 各学校及び関係機関との連携
- d. 休み時間等のふれあい活動を通したいじめ・不登校傾向の早期発見

- e. 教育委員会より指示する業務
- f. 相談の記録, 報告

(イ) スクールカウンセラーの配置

平成30年度においては、市は市費（教育委員会関係予算）では配置していない。しかしながら、市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」においてカウンセラーを非常勤職員として6名配置しており、エールぎふと連携を取りながら活用している、とのことである。また、今後は市内で5名のスクールカウンセラーを配置できるよう検討している。

(ウ) 具体的な取り組みの方法

不登校に対する取組については、学校長の指導の下、個々のケースによって必要な対応が分かれているが、基本的な流れとしては、次のとおりである。

- ・未然防止として、2日休んだら家庭訪問をして、児童生徒の状況を確認する。
- ・保護者面談等を行い、不登校の原因の調査を行う。
- ・学年会、教育相談委員会を開き、対応を検討し、職員会議で全職員の共通理解を図る。
- ・担任やほほえみ相談員が、状況に併せて家庭訪問をし、学習に意欲がある場合は学習支援を行い、不安の解消を目指す。
- ・不登校であることへの不安やストレスを解消するために、必要に応じてスクールカウンセラーとの面談を設定する。
- ・学校復帰に可能性が出てきた児童生徒には、放課後登校や、校内の別室への登校を促す。
- ・学校復帰が難しい生徒には、「エールぎふ」と連携し、自立支援教室への通級を紹介したり、民間のフリースクールの存在も紹介したりすることで、社会とのつながりが持てる支援を続ける。

(エ) 不登校対策に関するマニュアルの策定

市では、毎年4月に実施する「教育相談担当者研修会」において、不登校に対するマニュアルとして「不登校対策の手引き 心のキャッチボール 改訂版 平成19年3月」を活用しているということである。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 不登校児童・生徒の数を適切に把握しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・出席簿を閲覧 ・7日以上欠席児童生徒の個別状況報告書を閲覧 ・30日以上欠席児童生徒の個別状況報告書を閲覧 ・不登校児童生徒の把握についてヒアリング
イ. 不登校児童生徒に適切に対応しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・7日以上欠席児童生徒の個別状況報告書を閲覧 ・30日以上欠席児童生徒の個別状況報告書を閲覧 ・不登校対策の手引きを閲覧 ・不登校児童生徒への対応についてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 不登校児童・生徒の数を適切に把握しているか	○		
イ. 不登校児童・生徒に適切に対応しているか			①

【監査意見】

① 不登校児童・生徒への対応

市の不登校児童・生徒の数は、少子化により児童数・生徒数が減少しているにも関わらず、横ばいもしくは微増している。

これに対し、市はほほえみ相談員を配置しており、また、今後は市費でスクールカウンセラーの配置も検討している。これらのことは不登校児童・生徒へ手厚い対応が実現できるため、評価することができる。

ところで、現地視察をした学校においては、児童によっては保護者が児童を学校に行かせないようにしている事例、保護者に問題があり児童相談所が介入している事例など、学校のみでは対応できない問題も確認できた。また、不登校児童・生徒は、市内もしくは市外の学校に転校をする例が多く、転校先学校へ情報をどの程度の申し送りをしているかが不明確など、学校が不登校児童・生徒へ関与する程度及び方法の判断が難しい事案も確認できた。

このように、不登校児童・生徒の状況が複雑化し、新たな問題が発生してきていると考えられる。しかし、市は不登校対策のマニュアルとして「不登校対策の手引き 心のキャッチボール 改訂版 平成19年3月」を活用しているのみで、平成19年3月以降にマニュアルの改訂が行われている様子はなかった。

たしかに、当該マニュアルは説明が丁寧であり、不登校児童・生徒に対する接し方についても詳細に分析、対応が記載された優れたマニュアルである。しかし、当該マニュアルが平成19年3月以降更新を行っていないことで、新たな事例への対応が遅れてしまうことや、対応が不適切になる可能性がある。そのため、市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい。【意見36】

なお、当該マニュアルにも多少記載があるが、不登校児童・生徒が通学することが困難であれば、学習が遅滞しないよう

に、当該児童・生徒達に対して IT 等を活用した授業や課外活動を行うことも方法として考えられる。IT 技術が発展し、各家庭において IT 環境が整ってきていることや、教師や親よりも児童・生徒達の方が IT に触れる機会が多い傾向にあることから、不登校児童・生徒に対する IT を活用した授業や課外活動を検討することも有益であると考えられる。

25. いじめ対策

(1) 概要

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されている（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。

また、いじめの重大事態とは、ア. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。イ. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安としている）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、と定義されている（同法第28条第1項）。

市立の小中学校において、いじめ問題に適切に対応をしているかを監査した。

ア. 市におけるいじめの認知件数

市におけるいじめの認知件数は次のとおりである。

【いじめ認知件数】

平成28年度	小学校 549件	中学校 267件	合計 816件
平成29年度	小学校 627件	中学校 226件	合計 853件
平成30年度	小学校 1,098件	中学校 278件	合計 1,376件

イ. いじめ問題対策のために設置されている機関

市は市内の小中学校におけるいじめ問題に対応するため、下記の機関を設けている。

(ア) 市いじめ問題対策連絡協議会

【構成員】

岐阜県中央子ども相談センター 家庭支援課長

岐阜県弁護士会子どもの人権センター 委員

岐阜中警察署 少年補導官

岐阜地方法務局人権擁護課 人権擁護課長
市小中学校校長会代表 陽南中学校校長
市教育委員会学校教育審議官兼学校指導課長

【任期】

平成30年6月1日 から 平成31年3月31日

【活動内容】

- ・年2回実施の市いじめ問題対策連絡協議会への参加
- ・市のいじめの状況やいじめ防止対策に関する意見交換・情報交流

(イ) 市教育委員会いじめ問題対策委員会

【構成員】

岐阜大学教授
岐阜県弁護士会子どもの人権センター 委員
岐阜県臨床心理士会 理事会協力委員
市PTA連合会 教育部会員
有識者

【任期】

平成30年5月24日 から 令和2年5月23日

【活動内容】

- ・年2回実施の市教育委員会いじめ問題対策委員会への参加
- ・市のいじめの状況や未然防止の取り組み、重大事態対応等の検討

(ウ) 市いじめ問題調査委員会

市長が、学校から教育委員会を通じて報告があった重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに設ける附属機関

【構成員】

有識者（弁護士、大学教授）
医師

【任期】

平成30年9月30日から令和2年9月29日

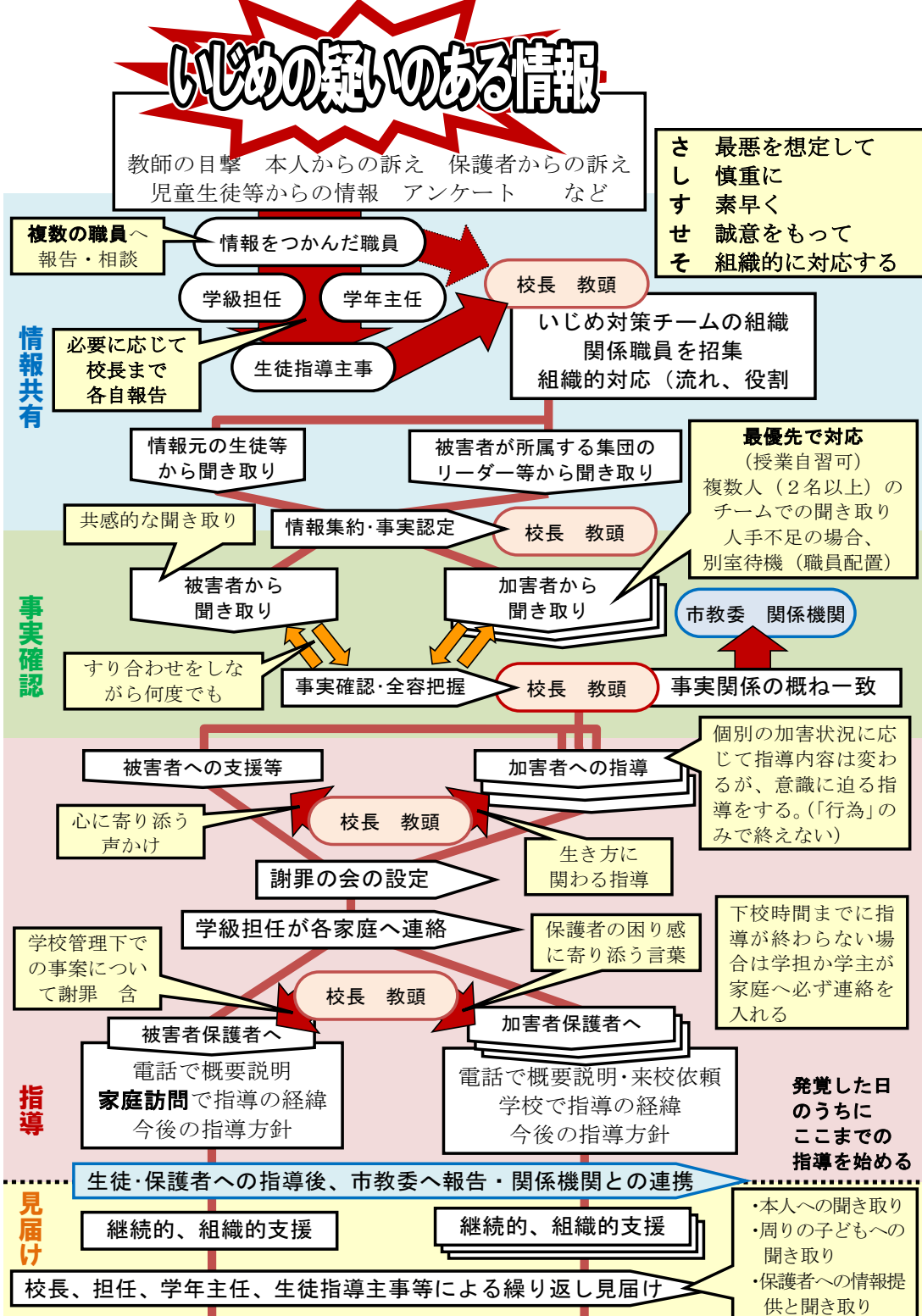
ウ. いじめを認知した際の対応

市によると、いじめを認知した場合、「複数教員による情報共有→指導の方向性の検討→事実確認（加害被害の双方、見ている者への聞き取り）→事実認定→保護者連絡・報告→加害から被害への謝罪・学校としての指導の方向の確認→学校（家庭）による見届けの継続」という方法をとっているということである。

市は、いじめ事案の対応マニュアルは策定をしていないということであるが、教育委員会では、いじめ事案の指導の流れとして、次のページのフローチャートを用いて対応をしている。

いじめ事案の指導の流れ

岐阜市教育委員会学校指導課



(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. いじめの認知件数を適切に把握しているか	・いじめ実態調査の報告書を閲覧
イ. 認知されたいじめに適切に対応しているか	・いじめ実態調査を閲覧 ・いじめ事案対応フローチャートを閲覧 ・いじめへの対応についてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. いじめの認知件数を適切に把握しているか			①
イ. 認知されたいじめに適切に対応しているか			②

【監査意見】

① いじめの認知件数の把握

市は、各学校に対して、各期末にどのようないじめがあり、どのように対応しているかを、所定の報告書様式を使用して報告、提出することを義務付けている。そして、市は、各学校から提出された報告書に基づき、いじめの認知件数を把握しているということである。

今回、現地視察をしたすべての小中学校において、上記書類は完備されており提出をしていた。また、教育委員会においてもすべての学校からいじめ実態調査が提出されていることを確認している。

一方、市では、令和元年7月に、市立中学校に在籍する3年生の男子生徒（以下、「本生徒」とする）が転落死をした事案

が発生した。本事案はいじめが強く疑われることから、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態として、「岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下、「第三者委員会」とする。)」が教育委員会の諮問に応じ調査を行った結果、本生徒へ明確にいじめと認定した事案が34件報告されている。

このことから、市では所定の報告書様式を整備し、報告及び提出することを義務付けていたものの、十分には機能していなかったと言わざるを得ず、今後、第三者委員会の調査報告書にしたがい、適切に運用するよう指導を徹底されたい。

【意見 37】

② 認知されたいじめへの対応

市は、いじめが認知された場合に参照する文書はあるものの、マニュアルとして策定されていない状況である。

なお、現地視察した学校では、学校独自のフロー図を作成していた場合があったが、マニュアルまでは策定していなかった。

ところで、いじめ防止対策推進法では、「いじめ」は「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。すなわち、いじめられた児童・生徒の立場に立って判断をすれば足りると考えられるが、実際の学校現場では、加害側が被害側になったり、被害側が加害側になったりと立場が目まぐるしく変わることがある。そのため、当該行為を「いじめ」と認定してよいのか、また「いじめ」として対応をした方がよいのか、現場の教員が迷うケースが考えられる。

さらに、いじめと認知されたとしても、教育委員会のフローチャートに従えば、情報共有段階の時点で、「必要に応じて校長まで各自報告」としか書かれておらず、どのような事案で、だれが主体となって校長に報告をするかが書かれていない。そうすると、いじめが認知されたとしても、放置される可能性がある。

上記でも述べた本案件のような重大事態の発生を予防するためにも、教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にしたがい、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい。【意見 38】

26. 教員研修の充実

(1) 概要

市の学校教育指針における学校教育の目標の一つに、教師としての資質能力を高めるために学び続け、高い指導力を身に付ける研修を行うことが目標として記載されている。教育委員会では、岐阜市教育研究所を中心に教員研修を実施している。教員研修は、教育委員会が各校から受講者を指定する「指定研修」、教員の希望で受講できる「希望研修」、教育委員会指導主事が講師として学校で出かけて行う「出前講座」で構成されている。平成30年度は「指定研修」38講座、「希望研修」27講座、「出前講座」5講座、計70講座を開設した。

「指定研修」では、法定研修である初任者研修と12年目研修のほかに、2年目研修、3年目研修、4年目研修、6年目研修など経験年数に応じた研修と、校長研修、教頭研修、教務主任研修など職務に応じた研修も実施している。

「希望研修」では、各教科の指導力を高める講座、生徒指導に関する講座、学校保健などを学ぶ講座、タブレット端末活用に関する講座など、指導力アップをめざす研修のほか、命に関する講座など、人間性を豊かにする研修を実施している。

「出前講座」では、情報モラルやICT活用に関する講座や講師のためのパワーアップ講座などを実施している。

このような教員研修実施体系であり、教員としてのライフステージを意識し、今後のキャリア設計の見通しがもてるよう体系的な教員研修の充実を目指している。

岐阜市教育研究所は、「学び続ける教員」を育てる研修の充実ということで、自ら学び続け、時代の変化やライフステージに応じた高い指導力を身に付けることを研修の方針として、時代に即した研修の充実を図っている。研修の重点としては、若手教員を支える経年研修、OJTにつなぐミドルリーダーおよび「ネクスト・ミドル」を育てる職務研修、組織的な学校経営を推進する力を高める管理職研修、自ら求めて学ぶ研修の推進、子どもの居場所と絆づくりの研修を挙げている。毎年実施

される研修内容については運営委員会を開催して、研修の質の向上を図り講座を厳選するなど研修講座の企画運営を実施している。

市では、平成17年度より、教員の研修履歴を岐阜市研修講座管理システムにより一括管理している。

各教員はこのシステムにログインして、受講したい研修の出欠入力をする事で、それぞれが希望する研修を受講することができる。また、過去の研修履歴を参照することで、これまで受講してきた研修内容について確認し、近年受講していない分野の研修について把握しながら、幅広い知識を身に付けるための確認することができる。

一方、システムのセンター管理者としては、どの研修にどの教員が出席しているか、また学校別申込状況などを把握することができるため、参加が少ない学校への連絡などの対応をすることは可能な状況にある。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 研修内容について、教員のニーズに合わせた内容になっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・研修講座一覧表を閲覧 ・研修内容を決定する会議の議事録を閲覧 ・研修内容についてのヒアリング
イ. 教員の資質の向上になるための工夫がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・研修講座一覧表を閲覧 ・研修内容についてのヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 研修内容について、教員のニーズに合わせた内容になっているか	○		
イ. 教員の資質の向上になるための工夫がなされているか			①

【監査意見】

① 研修受講管理システムの有効利用

教員と児童・生徒の接点の大部分は教科指導と考えられる。特に全教科を指導する立場にある小学校の教員にとっては重大な問題と思われる。そういったことをフォローするために市では、夏期希望研修講座として、これではっちりシリーズの研修（国語、社会、算数、生活、音楽、図工、家庭、英語、道徳）を企画することによって、現役の教員が講師となって苦手意識を払拭させるための運営を行っている。

その他の研修としては、いのちの授業（性感染症の予防について、感染者や関係者の立場に立って考えることを通して、性感染症を予防する知識および技能を身に付けるとともに、自他を尊重する態度を養う授業の展開方法を学ぶ）や、人権教育入門（学校における人権教育、個別の人権課題を取り上げた授業づくりのポイントなどについて実践例をもとに研修）、生徒指導関係としては、少年法の改正、いじめ防止対策推進法などの教員の資質向上に努めた研修を実施している。

このように最新情報を得るために様々な角度から研修の機会が与えられている一方、教員によっては受講する研修に偏りが生じるような疑念ないよう、受講履歴を管理する研修講座受講管理システムを用い、各教員の受け持つ業務に応じて、様々な分野の研修も促すことでより幅広い教養を身に付け、結果的に

市全体として教員の資質の向上に結び付くことにつなげる取組を検討されたい。【意見 39】

27. 教員免許更新制度におけるサポート体制

(1) 概要

平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入された。これは、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的としている。基本的な制度設計としては、新免許状（平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて授与された免許状）には 10 年間の有効期間が付される。有効期間を更新して免許状の有効性を維持するには、2 年間で 30 時間以上の免許状更新講習の受講・終了が必要となる。旧免許状（平成 21 年 3 月 31 日以前に初めて授与された免許状）については、有効期間は付されないものの、生年月日によって最初の修了確認期限が認定される。教員免許状を有効な状態で保持するためには、有効期間満了日又は修了確認期限の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間に、大学などが開設する 30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者（都道府県教育委員会）に申請する必要がある。

教育委員会には、教員免許更新制を円滑に実施するために、所管教員等への修了確認期限、受講期間、受講できる講習等についての連絡・周知、問い合わせ対応、所管教員の受講状況等の確認、受講漏れの防止、執行状況確認等の取組を行うことを期待されている。当然各学校法人等の長や学校長に対しても、教員免許更新制についての理解促進、上記のような各教員に対するフォローを期待されている。

市では、教員免許更新制における更新状況や受講状況を把握するために、各小・中学校長宛に該当の教員等に対する調査依頼を実施している。それを受け、各学校では受講対象者と思われる教員等に調査票を記入してもらい、その後、各学校で免許状更新状況および受講状況調査集計表を取りまとめたものの提出を受け、教育委員会として記載漏れがないかを確認するといったことを行なっている。

上記の集計表に記載される主な内容としては、学校名、職員番号、職名等、氏名、生年月日、修了確認期限、所属学校種および所持する免許状の確認、職名、対象期間、手続状況などがある。

これらの記載内容については毎年誤りや記載漏れも多く、各学校へ問い合わせ、再確認して再提出依頼という確認作業に多くの時間を費やしている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 免許更新制度に対する教員等へのサポートはどのようになっているか	<ul style="list-style-type: none"> 各教員に対する案内文書の閲覧 研修受講履歴の管理についてのヒアリング
イ. 更新漏れがないような仕組みになっているか	<ul style="list-style-type: none"> 更新手続きの確認についてのヒアリング 次回更新時に向けた管理体制の整備についてのヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 免許更新制度に対する教員等へのサポートはどのようになっているか	○		
イ. 更新漏れがないような管理体制になっているか			①

【監査意見】

① 免許更新制度の更新管理

教員免許更新制度における教員免許状更新講習についてはあくまでも自己責任での受講が求められているものであるが、教育委員会からの免許状更新状況および受講状況調査依頼を受

け、各学校の所属長等から確認を促されることによって自己の更新のタイミングを再確認できる仕組みになっている。

教育委員会は、更新漏れがないよう、各学校等へ免許状更新状況および受講状況調査の依頼をして各学校等で取りまとめた集計表を確認している。

免許状更新状況の調査対象者については、抽出を各校に任せているが、集計表にあらかじめ教員等の情報を記載し、各学校等へ調査依頼すれば、各校が効率的に回答できるようになると考えられるため、検討されたい。【意見 40】

28. 職員の労務管理

(1) 概要

ア. 労務管理者

学校の設置者は、その設置する学校の職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設および設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない（学校保健安全法第4条）。

すなわち、市は、市立の小中学校の教職員の労務管理を行い、労務環境が不適切な状態であれば、不適切な状態を是正する義務を負っている。

イ. 勤怠管理の現状

上記の通り、市は教職員の労務管理義務を負っていることから、教職員の勤怠管理を適切に行う義務がある。

市は、平成30年5月以前は、小学校職員（事務職員含む）および中学校職員（事務職員含む）の勤怠管理を統一的には行っておらず、各学校の判断でエクセルファイルへのデータ入力や独自のタイムカードなどの方法で行っていた。

しかし、平成30年6月以降は、市内全校（市立小学校、中学校）の教員および事務職員に、タイムカード（ICチップ内蔵の個人カード）を配布し、各学校に「さっと勤怠」という名称のソフトウェアを導入して、タイムカードを所定の機械にかざすことにより、出勤および退勤時間を記録することができるようになった。そして、各学校において出勤および退勤時間をデータにて管理し、毎月末、データをプリントアウトして市教委に提出をしている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. タイムカードおよび勤怠管理ソフトが適切に利用されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムカード、週報月報（出勤・退勤時間）、さっと勤怠（システム）、毎月の勤務状況確認シートを閲覧 ・タイムカードの利用状況についてヒアリング ・警備システムチェック表を閲覧
イ. 勤怠管理の記録が市教委に提出されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿を閲覧 ・週報月報の提出についてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. タイムカードおよび勤怠管理ソフトが適切に利用されているか		①	
イ. 勤怠管理の記録が市教委に提出されているか	○		

【監査意見】

- ① タイムカードおよび勤怠管理ソフトの利用状況について
 前述のとおり、市では、平成30年6月以降から、「さっと勤怠」という管理ソフトを使用して、タイムカード（ICカード）を所定の機械にかざして勤怠管理を行うようになっている。
- しかし、「さっと勤怠」のシステム上、タイムカードの記録忘れがあった場合には、後で入力もしくは修正をすることができようになっている。

監査人が学校視察の際に「さっと勤怠」のデータ画面を確認したところ、タイムカードの記録忘れの教職員がおり、職員によってはほぼタイムカードによる記録をしていない者がいた。また、人によっては、データで記録せずに、手書きで時刻を記入している者がおり、出退勤時刻の正確性に問題があると考えられた。

市立の小中学校において「さっと勤怠」のシステムを導入したことは評価できるが、現場の教職員がタイムカードを利用していないのであれば、出退勤時間の正確性が保てない。

したがって、市においては正確な勤怠管理を行うためにも、タイムカードを記録する場所を出入り口近くに設置するなどの工夫や、教職員に対してタイムカードを利用して出勤および退勤時間を記録するよう指導を徹底する必要がある。場合によっては、出退勤管理の重要性を教職員に認識してもらうため、研修等を行うことも検討すべきである。【指摘2】

なお、タイムカードの時刻と退勤時間が異なっていないかを確認するため、警備システムチェック表などを確認したところ、最終退校職員の退校時間とタイムカードでの退勤時間との差は数分程度であり、問題はなかった。

29. 教職員の休暇申請の管理

(1) 概要

市の教職員が適切に休暇を取得しているかを監査対象とした。

ア. 教職員の休暇の種類

市の教職員は、岐阜県の条例により、年次休暇と特別休暇等の休暇制度が定められている（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条、第41条）。

イ. 本監査の目的

本監査においては、小中学校の現場視察を踏まえ、各学校の教職員が年次休暇および特別休暇を適切に取得しているかを監査した。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 職員の特別休暇が取得されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇承認申請書を閲覧 ・ 特別休暇申請についてヒアリング
イ. 職員の年次休暇が適切に取得されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次休暇簿を閲覧 ・ 年次休暇についてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 職員の特別休暇が取得されているか	○		
イ. 職員の年次休暇が適切に取得されているか			①

【監査意見】

① 職員の年次休暇の取得状況

教職員は、中途採用や特別職の公務員を除き、年次休暇として原則年間 20 日の有給休暇を付与される（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 42 条第 1 項）。

年次休暇簿を確認したところ、年次休暇は 1 年間に 10 日間ほど取得している教職員が多かった。しかし、1 年間に 20 日間を消化している教員は皆無であった。

年次休暇は、年度における年次休暇の残日数が 20 日を超えていない教職員については当該残日数が次年度に繰り越されることになっており、年次休暇の残日数が 20 日を超える教職員にあっては 20 日が繰り越されるとされているが（同条第 2 項）、次年度に 20 日を繰り越している教職員が多数であった。また、年次休暇の取得日数は、個人差が大きく、年次休暇を 1 日や 3 日しか取得していない者が存在した。

小中学校の教職員は、前述のとおり特別休暇制度があることから、年次休暇を 20 日消化せずとも、ある程度休暇をとっているとも考えられる。しかし、年次休暇の 20 日を超えた年次休暇は次年度には持ち越せないことや、年次休暇をほとんど取得していない職員もいることから、積極的に年次休暇を取得するように、職員に呼びかけていく必要性は高い。年次休暇の取得は、職員間の調整が必要となると考えられるが、市においては年次休暇の取得率を上昇させるよう努力をするのが望ましい。【意見 41】

30. 教職員の時間外勤務

(1) 概要

市は、前述の通り、教職員の労務管理を行う義務を負っている（学校保健安全法第4条）。

しかし、市の教職員はいわゆる県費負担教職員であることから、給与負担者は岐阜県となる。つまり、労務管理と給与負担を異なる行政がそれぞれ担当している状態である。このような状態から、教職員の労働問題を一元的に管理することは難しく、労務管理が適切に行われない可能性がある。

ところで、平成25年5月に発生した岐阜県郡上市特別支援学校講師の自死事案においては、当該講師が質量ともに過重な業務を担当していたことが要因の一つとされて、公務災害と認定された（平成29年3月31日付認定 地方公務員災害補償基金岐阜県支部）。また、これを受けて教育長など11名が監督責任を怠ったとして懲戒処分となった。当該講師は、死亡の3ヶ月前までの月平均残業時間は約73時間であったが、その他早朝、深夜の自宅作業があったことが認定されている。

岐阜県教育委員会では、県立学校の教職員の長時間勤務などの問題に対応するため、平成29年度から「教職員の働き方改革プラン」を策定し、教職員の勤務の適正化に向けて取り組んできている。

このように岐阜県では教職員の働き方改革を進めているが、市においても市内の小中学校で勤務する教職員の勤務の適正化が図られているかを確認するため、教職員の時間外勤務の実態を監査した。

ア. 教職員の時間外勤務の規定

市の教職員の勤務条件、勤務時間、給与については、岐阜県の条例で定められている（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条、岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第2条）。

岐阜県の条例によれば教職員の勤務時間および時間外勤務に関する事項は次のように定められている。

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
(1週間の勤務時間)

第31条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

○岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例
(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員については、正規の勤務時間(給与条例第31条から第34条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として、正規の勤務時間を超える勤務および次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務」という。)は、命じないものとする。

一 給与条例第15条に規定する祝日法による休日等および年末年始の休日等

二 給与条例第15条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

一 校外実習その他生徒の実習に関する業務

二 修学旅行その他学校の行事に関する業務

三 職員会議(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第48条第1項(同令第79条、第104条第1項および第135条第1項において準用する場合を含む。))に規定する職員会議をいう。)に関する業務

四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

上記、岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例によれば、教職員は原則として時間外勤務は命じられないが、超勤4項目（同条例第6条第2項）については、時間外勤務を命じることができる。

そして、現行制度上では、超勤4項目以外の業務については、時間外勤務を命じられることはないが、他方として、超勤4項目以外の業務を勤務時間外に行った場合は、業務の内容に関わらず、教員の自発的行為になると解釈され、時間外勤務時間とは別に「勤務時間外在校時間」にあたりと整理されている。

イ. 教職員の時間外労働の問題点

(ア) 制度上時間外勤務手当が支給されないこと

教職員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）が適用されることから、時間外勤務手当および休日勤務手当は支給されず（給特法第3条第2項）、代わりに教職調整額が支給される（同法第3条第1項）。市の教職員も教職員調整手当が支給されている（岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第3条）。

(イ) 長時間勤務が常態化すること

教職員については、時間外勤務に応じた賃金を支払う必要がないため、事実上、時間外勤務に上限を設けられていない状態になる。つまり、際限なくサービス残業をしてしまう環境にあり、長時間勤務になりやすい。

したがって、教職員については、労務管理者が積極的かつ常に指導・監督をしないと、教職員の長時間労働が常態化してしまう可能性が高い。

(ウ) 市における取り組み

市は、各学校の校長に対し、教職員の時間外勤務時間について、月に45時間の範囲を超えないように指導をしているということである。

ウ. 教職員の部活動による拘束

中学校の場合は、部活動があり、顧問という形で教職員が引率、監督をしている。しかし、部活動は、土日や授業外での活動となるため、教職員の拘束時間が長時間になっている可能性がある。教職員が部活動の引率等をした場合は、特殊勤務手当が支給されることになっている。

なお、部活動は前述の超勤4項目には該当しないため、部活動を理由とした時間外勤務を命じることはできないことから、部活動を理由に休日出勤をした場合は、自発的な休日出勤という扱いになる。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 勤務時間外在校時間が、長時間となっていないか	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムカード、週報月報（出勤・退勤時間）、さっと勤怠（システム）、毎月の勤務状況確認シートを閲覧 ・時間外勤務時間について担当者へヒアリング ・警備システムチェック表を閲覧
イ. 部活動従事時間および日数に問題はないか（中学校のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当実績簿を閲覧 ・部活動承認申請書、部活動実施報告書を閲覧

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 勤務時間外在校時間が、長時間となっていないか		①	
イ. 部活動従事時間および日数に問題はないか（中学校のみ）			②

【監査意見】

① 勤務時間外在校時間

下記は市内のある小学校の教職員の勤務時間外在校時間を一覧表にしたものである。

勤務時間外在校時間 (平成30年6月～平成31年3月) 市内某小学校

教員名	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3
A	65.57	51.15	25.19	78.54	90.52	77.01	45.22	62.44	42.04	46.05
B	75.02	62.32	29.39	76.1	92.34	68.58	44.07	66.33	64.3	60.22
C	86.02	61.35	33.35	97	124.12	73.27	45.13	67.3	69.21	56.49
D	105.12	63.04	39.33	91.33	113.51	75.42	46.08	72.23	59.17	74.57
E	102.32	81.23	40.2	90.58	117.48	81.02	62.43	77.08	85.51	78.08
F	116.04	99.41	29.04	99.24	132.11	126.02	71.45	91.53	103.1	95.52
G	88.21	81.27	47.48	92.32	135.15	115.44	59.27	76.42	85.12	58.15
H	123.29	105.39	50.46	113.36	150.37	137.44	81.37	89.14	109.04	97.17
I	111.5	98.57	47.56	108.23	123.49	131.2	72.56	95.29	98.32	97.41
J	83.45	87.3	44.37	100.18	128.24	136.18	86.07	86.59	104.19	88.03
K	110.57	89.57	38.23	102.31	111.05	99.48	80.23	72.17	86.14	73.51
L	122.35	117.46	43.47	118.41	147.57	141.2	102.43	96.33	119.18	90.06
M	88.28	75.53	36.22	96.38	130.01	88.32	56.09	69.59	72.03	57.03
N	92.01	81.44	47.34	90.34	116.57	94.53	53.01	66.13	81.19	76.47
O	94.26	69.47	37.15	109.44	125.09	131.54	68.4	87.18	113.02	89.46
P	94.26	80.57	37.04	105.31	100.1	103.42	71.42	85.3	87.11	84.33
Q	138.15	127.28	43.24	128.23	160.47	156.15	103.47	94.34	107.11	106.09
R	78.52	57.28	12.49	84.49	96.53	78.36	55.3	69.13	69.53	58.35
S	80.12	47.34	17.54	69.34	55.44	90.51	46.13	47.58	52.55	57
T	101.44	65.39	19.4	92.42	79.04	109.49	60.02	65.07	88.23	82.48
U	45.28	35.08	0	52.54	41.29	30.51	22.47	26.32	32.11	12.08
V	26.23	15.39	4.32	48.14	27.16	29.2	20.27	27.5	21.55	17.01
W	31.26	28.27	14.56	29.53	31.21	31.1	16.25	40.28	27.54	31.08
X	63.3	46.46	3.38	32.57	46.23	43.04	27.19	49.04	29.38	36.18

数字の単位は時間

上記小学校は、市内でも勤務時間外在校時間が長い傾向にある小学校であるが、複数の教職員が毎月ではないものの100時間を超えて時間外勤務をしていることが確認できる。

そして、現地視察に訪れた小中学校において、労働時間集計一覧表を確認したところ、半数以上の教職員がほぼ毎月45時間を超えて時間外勤務をしていた。そして、時間外勤務時間が毎月80時間を超えている教職員も複数人いた。なかには、勤務時間外在校時間が1ヶ月に160時間を超えている教職員も存

在した。もちろん、現場視察に訪れた小学校、中学校において、学校ごとで時間外勤務の時間に差がみられた。また、学校内部においても、時間外労働が多い教職員と、少ない教職員の差があった。教職員間に差が生じている理由を教頭などに確認をしたところ、教職員の中でも独身の教職員など、比較的時間が自由になる教職員が残って仕事をしていることが多いということであった。また、時間外勤務の業務内容をヒアリングしたところ、研究授業の準備、授業課題の準備、児童・生徒への対応など、超勤4項目に該当しない業務であった。

上記のとおり、現地視察に訪れた小中学校だけでも、半数以上の教職員が毎月45時間を超える時間外勤務を常習的に行っている。そして、ほとんどの時間外勤務の業務は超勤4項目以外の業務と考えられる。

一般的に過労死ラインは1ヶ月80時間と言われているが、時間外勤務時間が160時間の者については、過労死ラインを大きく上回っており、長時間労働が継続すれば過労死の危険もある。また、警備システムチェック表の記載から、早朝4時に出勤をした者や、午前2時退勤をした者が確認された。

もともと、時間外勤務が少ない学校においては、ノー残業デーを設けるなど、時間外勤務時間が45時間を超えた教職員に対して、個別で声がけをするなどの取り組みをしている。しかし、それでも、教職員の不適切な長時間労働はなくなっていない。

教職員の長時間勤務は、もはや常態化しており、すぐにでも対応をしなければならない危険な状態にあるといえる。もし、教職員の過労死や過労自死が発生すれば、労務管理者である市や学校長の責任が問われることになる。そして、この状況を放置すれば、長時間労働による過労死や過労自死の問題がいつ発生しても不思議ではない。

教育委員会は、勤務時間外在校時間を精査しその内容を把握したうえで、不適當な勤務時間外在校時間について削減するように指導監督を徹底する必要がある。【指摘3】

② 部活動従事時間および日数

中学校の部活動について、部活動承認申請書、部活動実施報告書および特殊勤務手当実績簿を確認したところ、現地視察した中学校すべてについて特に問題はなかった。

しかし、現地視察した中学校の中には、月に5日以上、部活動に従事している教職員が9名いた。そして、部活動に従事した休日を平日へ振り替えている様子はなかった。そうすると、平日は学校の通常勤務をして、休日5日間を部活動に従事するという生活になっており、1ヶ月の間、ほとんど休日を取ることができていない状態になってしまっている。

もちろん、中学校教職員の部活動への関与は必要なことではあるが、休日に部活動に従事した教職員に対し、休暇が不足していないかなど配慮することが望ましい。【意見 42】

31. 教職員の健康管理

(1) 概要

市は、教職員の健康管理を行う義務がある（学校保健安全法第4条）ことから、教職員の健康管理について、その方法が適正化を監査した。

ア. 教職員の健康管理の方法

健康管理は、身体的な健康に対する健康診断と、精神的な健康に対するストレスチェックの方法があり、市においては、健康診断を年に1回は受診するように義務付けている。

また、ストレスチェックについては、教職員の任意ではあるが、公立学校共済組合により年に1回行われている。

イ. 病気休職中の教職員

市の平成28年度～平成30年度中の教職員（事務職を含む）の病気休職者数は次のとおりとなっている。

平成28年度…87名（内精神疾患18名 約20%）

平成29年度…90名（内精神疾患14名 約16%）

平成30年度…81名（内精神疾患21名 約26%）

市の小中学校の職員数は、平成28年2,026名、平成29年1,998名、平成30年1,979名であることから、約5%が病気休職をしており、約1%が精神疾患で休職をしていることになる。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 教職員の健康診断が定期的に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康診断票を閲覧 ・健康診断および人間ドックについてヒアリング
イ. ストレスチェックの有効利用がされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックの結果の閲覧 ・ストレスチェックの利用についてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 教職員の健康診断が定期的に行われているか			①
イ. ストレスチェックの有効利用がされているか	○		

【監査意見】

① 教職員の健康診断の受診管理

現場視察に訪れた学校において、健康診断書に健康診断年月日が記載されていない教職員が複数人いた。健康診断日の未記入者は、本人もしくは養護教諭が書き入れる必要があるが、平成30年度分が監査の段階で未記入となっている者もいた。不記載の理由を聞いたところ、特に理由はないということであった。

健康診断については、定期的に行われていることは確認ができ問題はなかったが、労務管理を行う義務のある校長が、健康診断の受診日が未記入となっている場合は、確認して記載しておくよう指導することが望ましい。【意見 43】

32. 私費会計

(1) 概要

岐阜県教育委員会より公表されている『～県立学校の運営にかかる経費～その適正執行と使途区分』によると、私費の定義は次のとおりである。

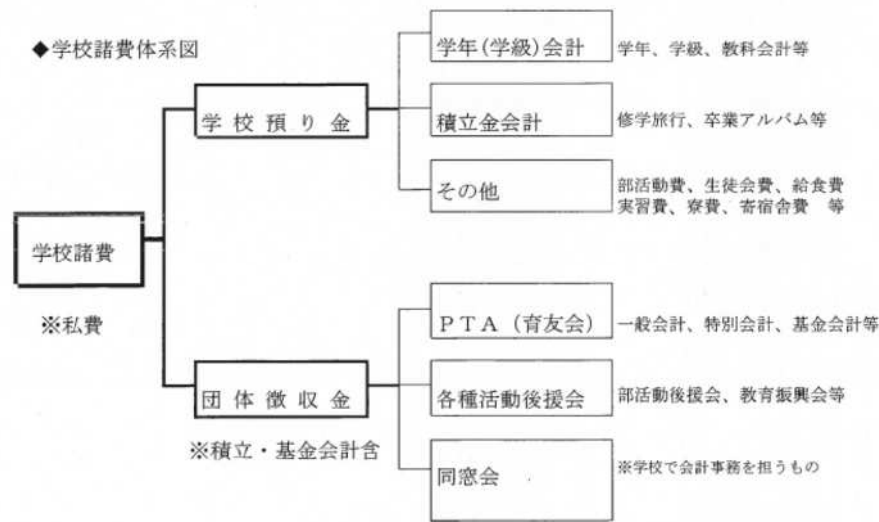
学校運営において公費とは別に、生徒個人に直接還元される経費を保護者から一時預りする性質の会計(以下「学校預り金」という。)及び、PTA や育友会など学校関係団体の会計(以下「団体徴収金」という。)」とある。

ア. 学校預り金

学校預り金とは、本来生徒や保護者（以下「保護者等という。」）が個々に購入等準備すべき教材等の経費削減や調達の利便性を図ったり、修学旅行積立金など一度に集金するには保護者等の負担が大きいものなどについて、学校においてまとめて支払いを行ったりするために、一時お預かりするものであり、当該会計事務は公務として携わるものである。

イ. 団体徴収金

団体徴収金とは、より質の高い教育展開や学校特性を向上されるためなどに、保護者や教職員等会員により構成される、学校の運営支援等を行う関係団体の会計である。活動は会員総意によって決定され、学校長はその会計事務についてのみ関係団体から負託を受けて担うものであり、携わる職員は職務専念義務の免除を受けて従事するものである。



ウ. 監査期間中での横領事件の発生

(ア) 事件の概要

令和元年8月23日に、市立岩小小学校の給食費が公益財団法人岐阜市学校給食会（以下、「学校給食会」という。）に振り込まれていないことが発覚したことから、学校納入金（私費）の用途不明金があることが疑われた。

その後、学校及び教育委員会による事務職員への聞き取りにより、当該事務職員が横領していたことが発覚した。

(イ) 横領の手法

当学校では、他の市立学校と同様、保護者から学校への納入金は、一旦すべて親口座と呼ばれる1つの口座へ振り込まれ、その後、事務職員が各会計へ預金を振り分けている。当該事務職員は、振り分ける金額を、親口座からの払戻請求書と、各口座への入金申込書を校長へ渡し、払戻請求書へ校長印をもらったあと、入金申込書をすり替えて低い金額のもので金融機関に提出し、差額を着服していた。

(ウ) 監査上の対応

当該事案が監査実施時点で発覚したことから、私費会計に関して、内部管理上の問題点がないかを教育委員会へのヒアリング及び学校視察を行い確認する。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 私費は適切に管理されているか	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに、私費の事務取扱要領が定められているかを確認
イ. 私費の収入金が、各会計に適切に振り分けされ、入金されているか	<ul style="list-style-type: none"> 親口座から各会計への振替（親口座からの引出額と各会計への振り分けられた額の一致を確認 収入金調書に、会計担当、事務主任、教頭、校長の押印があるかを確認
ウ. 私費の支出金が適切に計上されているか	<ul style="list-style-type: none"> 支出金調書に、会計担当、事務主任、教頭、校長の押印があるかを確認
エ. 私費の決算報告が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> 決算報告の計上額と、収入金調書あるいは支出金調書が一致しているか確認 決算報告に、会計担当者及び監査担当者の記名押印等があるかを確認
オ. 給食費は適切に徴収されているか	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末時点で未納となっている児童生徒数、及び未納額を確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 私費は適切に管理されているか		①②⑤⑥	
イ. 私費の収入金が、各会計に適切に振り分けされ、入金されているか	○		
ウ. 私費の支出金が適切に計上されているか	○		
エ. 私費の決算報告が適切に行われているか		③⑦⑧	
オ. 給食費は適切に徴収されているか		④	

【監査意見】

① 横領事件について

監査実施の中で、学校給食会の平成31年3月31日現在の財産目録を入手したところ、横領事件のあった岩小学校のみに対する給食費の未収金2,017千円が計上されていた。

一方で、他の学校については、学校給食会から通知される「3月分必要額」に基づき、各学校で3月分の給食費を調整して、校長の決裁を以って徴収し、期日までに支払っている。

学校による給食費の調整は事務職員による手作業による部分が多く、不正や誤り又は遅延が生じることもあることから、現行の方法においては3月分の給食費を調整する際に、校長が内容の確認を確実にすべきであった。【指摘4】

② 給食費会計の取扱い

各学校では、教育委員会からのサンプルをもとに、学校納入金事務取扱要領を定めているが、当該要領の中で、学校納入金会計の定義に給食費会計を定めていない学校があった。

給食費は、典型的な私費であることから、当該要領を見直すべきである。【指摘5】

③ 給食費会計の会計資料

②に関連して、給食費の収入金調書及び決算報告書を作成していない学校があった。

これについても、給食費が私費であることを改めて認識し、収入金調書及び決算報告書を作成すべきである。【指摘6】

④ 給食費会計の運用

①でも触れたが、給食費は、学校給食会から通知される「3月分必要額」に基づき、各学校で3月分の給食費を調整して、余剰金が発生しないように運用されているが、市場価格の変動により生じる差額は、学校給食会に前受金として計上されている。

なお、欠席や学級閉鎖等による給食カットや未納者からの徴収状況等により給食費の調整方法は各学校の裁量にある。

給食費会計については、学校における調整等の業務負担や不正や誤りまたは遅延を防ぐために、市において新たな運用方法を検討するとともに体制を整えるべきである。【指摘7】

⑤ 金庫の運用

会計上は、児童へ返還したとして支出金として処理されている現金が、学校の金庫に保管されていた。理由は、決算を行うため支出金としたものの、当該児童の保護者に受取を拒否されたため、金庫で保管していたとのことであった。

支払の事実がない場合には、支出金とせず、会計上も繰越額として決算報告書に明記すればよく、上記運用には問題があった。【指摘8】

⑥ 物販販売による売上金の管理

特定の学校では、児童がデザインしたTシャツ等や、飲み物を学校行事に合わせて販売しているが、その売上代金や仕入代金について、監査実施時に受払記録もなく、現金のみを金庫で保管していた。

受払記録なく現金のみを保管していると、当該販売に関係のない支出に使用したとしても検証することができず、横領等の温床となる可能性がある。

したがって、通帳等を作成するとともに、入手金の受払管理を行う必要がある。【指摘 9】

⑦ 決算報告書の作成時期

学校視察を行った際に決算報告書と通帳の照合を行った結果、決算報告書に未記載の入金があった。決算報告書には、年度の全ての入出金の記録を反映すべきであり、決算報告を行ったあとであっても修正して、再度報告すべきであった。

【指摘 10】

⑧ 監査実施日と決算報告書日の関係

決算報告書を閲覧した結果、監査実施日が、決算報告を行った日付のあとになった報告書があった。決算報告は、監査を受けたうえで適正に処理されていることを確認したあとに行うものであるから、監査実施日は、決算報告を実施する前に行うよう運用を見直す必要がある。【指摘 11】

33. 教材費

(1) 概要

義務教育ということで教科書や授業料については税金で賄われているため個人負担はないが、それぞれの学校で使う教材については個人負担が発生している。各学校は、「岐阜市小中学校管理規則」第12条に基づいて教材使用届を作成し、教育委員会へ提出している。

ア. 「岐阜市小中学校管理規則」

第12条

校長は、学校若しくは、学級の全員又は特定の集団全員の教材として計画的かつ継続的に次に掲げるものを使用する場合は、教材使用届（様式第2号）により、教育委員会に届け出なければならない。

- (ア) 教科書又は準教科書と合わせて使用する副読本、解説書その他の参考書
- (イ) 練習帳、日記帳その他の学習書

イ. 小学校における教材使用届金額一覧

平成30年度の各学校における教材使用届記載の金額についての平均額、最高額、最低額は次の通りである。

学年	平均額	最高額	最低額
1年	4,739円	6,380円	3,310円
2年	4,862円	6,110円	3,780円
3年	6,896円	8,390円	4,650円
4年	6,434円	7,950円	5,156円
5年	6,427円	7,520円	4,980円
6年	6,486円	7,750円	5,766円

ウ. 中学校における教材使用届金額一覧

平成30年度の各学校における教材使用届記載の金額についての平均額、最高額、最低額は次の通りである。

学年	平均額	最高額	最低額
1年	11,378円	14,590円	6,770円
2年	6,491円	8,500円	4,290円
3年	7,097円	12,640円	3,700円

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 各学校において教材使用届を提出前にどのような会議が開催されているか	・教材使用届提出前の決定会議における過程（議事録）などのヒアリング
イ. 教材使用届を提出された後にどのような管理をしているか	・各学校から提出された一覧表について閲覧 ・管理後の対応についてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 各学校において教材使用届を提出前にどのような会議が開催されているか			①
イ. 教材使用届を提出された後にどのような管理をしているか			②

【監査意見】

① 議事録の作成

毎年度、教材使用届を提出する前に、各学校においては教材選定の会議を開催しているが、学校視察時にその議事録等を確認したところ、メモ書き等では残されてはいたが、議事録とし

で残している学校はなかった。そのため、次年度に同じ会議をしたときに、変更箇所はわかるものの、なぜそのような変更があったかを記録していないため不明という回答があった。このようなことを防ぐためにも、変更した理由については記録するほうが次年度の教育体制に生きるものと考えられるし、特に人事異動がある職場においては、次年度のことを考えて、誰にでもわかるように記録を残すことが望ましい。【意見 44】

② 使用教材の学校間格差

各学校から教育委員会へ提出された教材使用届に記載されていた金額の一覧表に基づき、最高額と最低額では差があり、大きなもので7,000円以上の差がある。

学校現場としては、教職員が知恵を絞って、より児童・生徒のためと思って考えて教材を選定してもらっているはずである。そのためある程度の個人負担についてはやむを得ないことである。

個人負担を多くすればより良い教材が手に入るかもしれないが、同じ市に住む児童・生徒に不公平感がないようにすることを検討されたい。【意見 45】

34. 学校給食

(1) 概要

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、児童および生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

市では、すべての小中学校において、単独校調理方式または共同調理場方式によって、完全給食、統一献立を実施している。

ア. 学校給食調理等業務の委託

市は、民間事業者の高い技術力等を活用するため、給食調理・配送・配膳等の業務を民間事業者に委託している。

委託する民間事業者の選定にあたっては、学校給食の質の保持と調理業務等の安全性、効率性および継続性を確保するため、提案書に基づく公募型プロポーザル方式を採用している。また、契約期間満了となった際は改めて民間事業者の選定を行うこととしている。

平成30年度においては、継続契約が完了した学校給食室9校および共同調理場1場の契約更改をプロポーザルにより実施している。

イ. 学校給食会に対する補助・貸付

市は、学校給食の安定供給および安全安心に関する事業等を行う学校給食会に対して、事務・人件費等運営費として補助金を交付している。また、毎年度はじめの4月および5月の各学校から学校給食会への給食費の振込が仕入れ業者への支払いに間に合わないため、市から学校給食会に対して貸付を実施している。

年度	人件費補助金 (円)	貸付金 (円)
平成26年度	7,150,000	20,000,000
平成27年度	7,150,000	20,000,000
平成28年度	7,150,000	20,000,000
平成29年度	7,150,000	20,000,000
平成30年度	7,150,000	20,000,000

(市資料より作成)

ウ. 食物アレルギー対策、宗教的配慮

市における食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加する傾向にある。また、特定宗教の教徒には戒律で食べられないものがある。

こうした中、食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、「岐阜市食物アレルギー給食対応の手引書」に従って、除去食の提供や弁当持参等によって対応を行っているほか、当該対応のために、IH調理器、冷凍冷蔵庫、電子レンジ等の給食調理器具を支給している。

また、宗教的配慮の必要な児童生徒に対しても、給食を提供しない等の対応を行っている。

エ. 衛生管理対策

市は、「岐阜市学校給食衛生管理マニュアル」を策定し、学校給食衛生管理体制を整備するなど、調理現場における衛生管理対策を行っている。

こうした中、市は、調理現場のみならず学校における、異物混入と食中毒及び災害時の対応を重点的に捉え、「学校給食における危機管理マニュアル」を策定し、安心安全な学校給食の提供に努めている。

(ア) 食中毒

食中毒の可能性が確認された場合、①学校運営に対する対応、②児童生徒・保護者への対応、③職員等関係者への対応、④学校給食関係職員への対応、⑤教育委員会学校保

健課への対応について、それぞれ「学校給食における危機管理マニュアル」に定められている。

(イ) 異物混入

異物混入が発見された場合、まずは異物の種類（危険物か否か、大量混入か否か）によって、それぞれ対応方法が「学校給食における危機管理マニュアル」に定められている。

オ. 給食費

市は、月額給食費として、小学校では4,500円、中学校では5,380円を徴収している。なお、給食費の会計処理は、各学校での私会計として公費扱いはしていない。

各学校で徴収した給食費は、給食物資の一括購入を行っている学校給食会へ、月次で納入している。

カ. 残食率

環境省が平成25年度に実施した調査「学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査」における残食率の全国平均は約6.9%であり、これは出席した人数分の学校給食の提供量に対する、食べられずに残された給食の量の割合と定義されている。

キ. 資産管理（消耗品）

市内の各小中学校は、給食室の衛生消耗品について、品目ごとに月次単位で受払を行い、これを給食用消耗品受払簿に記録することとしている。

ク. 学校給食費の会計制度

市の小中学校における学校給食費は、各学校が会計単位となる私会計の制度を採用している。

具体的には、各校長が学校給食会に、給食用物資購入の権限を委任しており、各学校は事前に報告する給食数分の物資調達に必要な額を学校給食会へ支払っている。

このため、未納金の徴収は学校の責務となっており、未納問題等各家庭の実態に合わせた個別の対応がしやすい。

こうした中、市は、①教職員による徴収管理による負担、②未納があっても、集まった給食費の中で処理されるという不透明感、③各学校が督促しても給食費を納めてもらえない家庭があるという不公平感等を現状の課題として認識しており、将来的に市が学校給食費を徴収する公会計化への移行を検討している。

なお、令和元年7月に、文部科学省より「学校給食費の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」が発出されており、学校給食費の公会計化の取組を一層推進することが期待されている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
<p>ア. 学校給食会に対する補助・貸付について、金額が適正に算出されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市補助金等交付規則、公益財団法人岐阜市学校給食会補助金交付要領、補助金交付申請書、補助金交付に係る決裁書を閲覧 ・岐阜市学校給食用物資購入資金貸付規則、学校給食用物資購入資金借入申請書、貸付金に係る決裁書、岐阜市学校給食用物資購入貸付契約書を閲覧 ・学校給食会に対する補助金、貸付金のあり方についてヒアリング

<p>イ. 食物アレルギー対策、宗教的配慮について、必要十分な対策が取られているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市食物アレルギー調査のまとめ、単独校調理場設置状況、岐阜市学校給食における食物アレルギー対応の手引、アレルギー用備品等の学校保健課購入数・購入履歴を閲覧 ・食物アレルギー対策、宗教的配慮の概要についてヒアリング
<p>ウ. 衛生管理対策について、食中毒や異物混入が発生しない仕組みが整備され、発生した場合には適切に対応しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度学校給食における異物混入を閲覧 ・これまでの食中毒発生状況についてヒアリング
<p>エ. 給食費について、不足なく収納されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市学校給食費未納の状況を閲覧 ・給食費の未納状況についてヒアリング
<p>オ. 残食率について、実態を把握し改善をおこなっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・残食率調査票を閲覧 ・残食量、残食率の把握についてヒアリング
<p>カ. 資産管理（消耗品）について、給食用消耗品受払簿が適正に作成されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給食用消耗品受払簿を閲覧 ・給食用消耗品の受払についてヒアリング
<p>キ. 学校給食費の公会計化について、適切な議論が行われているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校長会特別審議委員会資料、給食会計等に関わる状況把握調査結果、中核市実態調査資料、訪問調査資料、内閣府・文部科学省へ提出したアンケート結果を閲覧 ・公会計化に係る検討の進捗についてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 学校給食会に対する補助・貸付について、金額が適正に算出されているか	○		
イ. 食物アレルギー対策、宗教的配慮について、必要十分な対策が取られているか	○		
ウ. 衛生管理対策について、食中毒や異物混入が発生しない仕組みが整備され、発生した場合には適切に対応しているか	○		
エ. 給食費について、不足なく収納されているか			①
オ. 残食率について、実態を把握し改善をおこなっているか	○		
カ. 資産管理（消耗品）について、給食用消耗品受払簿が適正に作成されているか	○		
キ. 学校給食費の公会計化について、適切な議論が行われているか			②

【監査意見】

① 給食費の未納状況

平成30年度末における給食費総額と収納額を比較すると、
下表のとおり収納率は99.64%となっている。

(単位：円、%)

年度	給食費総額	納入額	収納率	未納額
平成24年度	1,450,221,341	1,440,718,421	99.34	9,502,920
平成25年度	1,438,668,232	1,429,183,381	99.34	9,484,851
平成26年度	1,443,727,683	1,435,684,476	99.44	8,043,207
平成27年度	1,527,511,504	1,519,710,290	99.49	7,801,214
平成28年度	1,523,361,030	1,517,153,061	99.59	6,207,969
平成29年度	1,543,703,000	1,536,911,004	99.56	6,791,996
平成30年度	1,500,257,579	1,494,890,990	99.64	5,366,589

(市資料より作成)

こうした中、減少傾向にあるものの、毎期末納額が一定の割合で発生している。ただし、給食費は私会計であるため、市は、小中学校の給食費未納状況を把握するのみである。

しかしながら、未納が発生すると、対応のために教職員の作業が増大するほか、適正に給食費を納めている者とそうでない者との間に不公平感が生じ、ひいては学校給食全体の適正な運営に影響を及ぼす可能性がある。

したがって、市は、各小中学校と協力して直接的または間接的に未納問題に取り組むことが望ましい。なお、私会計であることによって対応が困難であるのであれば、後述する公会計化によって解消させることも考えられる。【意見46】

② 学校給食費の公会計化

市内の小中学校は、現在、私会計にて給食費を徴収している。なお、文部科学省からは、先述のとおり「学校給食費の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」が発出され、学校給食費の公会計化の取組を一層推進することが期待されている。

私会計方式	各学校等における固有の会計制度により、各学校等が保護者から学校給食費を徴収し、徴収した学校給食費の範囲内で食材を購入し、支払いを行う方式。
公会計方式	総計予算主義の原則の下（地方自治法210条）、各地方公共団体が予算を調製し、議会で議決を受けた後、各地方公共団体が保護者から学校給食費を徴収するとともに、地方公共団体が業者等から食材を購入して支払いを行う方式。

（市資料より作成）

こうした中、市は、私会計による諸問題（教職員による徴収業務負担、横領事件の発生等）や、他の地方公共団体で公会計化及びその検討が進み出している実態を勘案し、給食費会計の公会計化についてさまざまな協議を行っている。

主な調査・会合等	主な内容
校長会特別審査会	公会計化を推進するにあたって、岐阜市が実施した関係諸団体・諸部局との懇談・協議内容の共有。
給食会計等に関わる状況把握調査	全小中学校を対象に、給食費徴収管理業務や給食費滞納整理業務等について、アンケート形式による実態調査。
学校給食費の公会計化にかかる体制に関する調査	全国中核市を対象に、公会計化の導入及び検討の状況、ならびに準備期間や導入後の体制について、アンケート形式による実態調査。
学校給食費公会計検討のための訪問調査	他の地方公共団体を訪問し、給食費収納状況やシステム、公会計及びその導入に向けた準備体制や人員等についてヒアリング。

（市資料より作成）

なお、学校給食費の公会計化には、次のように現状の私会計による問題点を解消する効果があるとともに、公会計化に伴って検討すべき課題もある。

・公会計化により期待される主な効果

a. 教職員の負担軽減

徴収や入出金業務、滞納管理等の給食費に係る業務が軽減されることにより、教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間が確保でき、教育力の向上に資する。

b. 給食費会計の透明性向上

給食費に関する法律等によって適正な管理運営を行うことで、給食費に関する事故を防止することができる。特に、本年度に発覚した事務職員による給食費等の横領についても、公会計化によって防ぐことができる。

c. 給食費負担の公平性向上

保護者からの事前の相談や督促の経過に応じた法的措置等、未納への対応を市が一元的に管理してより確実に徴収することで、給食費を適正に納めている者とそうでない者との不公平感を解消できる。

・公会計化に伴い検討すべき課題

a. 市職員の業務量増加への対応

給食費に関わる徴収金管理や未納対応等の業務を市が行うことで、専任・併任者を確保する必要がある。また、会計を円滑に進めるために新たなシステムの導入や既存のシステムの変更及びその維持管理を実施するため、関係部門との連携等が必要となる。

b. 納付方法

給食費の納付方法の多様化（口座振替を行う金融機関を複数から選択可能にする、コンビニエンスストア

での納付を可能にする等)を検討することで、保護者の利便性を向上させ、徴収率の維持向上を図る。

このような点を踏まえると、学校給食費の公会計化について、十分に時間をかけて議論を行い、必要に応じて教育現場や他の地方公共団体の実態を調査する等、より慎重に検討を行っている市の姿勢は評価できる。他方、文部科学省のガイドラインで学校給食費の公会計化等の推進が強く期待されていることから、公会計化導入について検討する体制を整備していくことが望まれる。【意見 47】

35. 備品整備

(1) 概要

備品整備として、小学校運営や中学校運営に必要な学校図書備品等の整備をしているほか、備品管理簿で各種資産の管理をしている。

ア. 学校図書館ガイドライン

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」が定められている。

以下、その「学校図書館ガイドライン」から一部抜粋する。

(ア) 学校図書館の目的

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒および教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

(イ) 図書館資料の選定・提供

学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。

(ウ) 図書館資料の廃棄・更新

学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

図書館資料の廃棄と更新が行われるよう、各学校において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

イ. 学校図書館蔵書の廃棄手続き

学校図書館蔵書について各学校の図書館蔵書の実態を把握するため、蔵書の廃棄手続きを定めている。

提出書類として、「図書備品廃棄処分承認申請書」、LIB@SCHOOLを活用し、所蔵一覧の除籍区分を指定したものを印刷した「別紙一覧」、「学校図書館蔵書報告書」を教育委員会へ提出し、廃棄を承認した旨の書類が各学校へ届くようになっている。

各学校においては図書廃棄委員会を設置し、これらの規準に基づいて、学校図書館担当教員と学校司書が廃棄図書リストを作成し、各教科担当が確認した後、学校図書館長である学校長が廃棄図書を決定する。

ウ. 各種備品の管理および廃棄手続き

各種備品については、教育委員会発行の備品管理マニュアルを参考にして管理している。各学校において備品台帳を整備し定期的に現物確認を行い、廃棄時には教育委員会へ備品廃棄処分承認申請書を提出し、備品台帳兼異動連絡票に承認印を押印されてから廃棄手続き行っている。

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 図書の選定が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の選定基準及び選定過程の会議録を閲覧 ・選定会議についてヒアリング
イ. 図書の廃棄・更新が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の廃棄・更新マニュアルを閲覧 ・図書の廃棄・更新過程についてヒアリング
ウ. 備品の管理が適切であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・備品台帳の閲覧 ・備品の現物確認
エ. 備品の廃棄が適切であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・備品台帳の閲覧 ・廃棄確認方法のヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 図書の選定が適切に行われているか			①
イ. 図書の廃棄・更新が適切に行われているか			②
ウ. 備品の管理が適切であるか			③
エ. 備品の廃棄が適切であるか			④

【監査意見】

① 図書選定の過程

図書の購入業者においては市から特に指定されていないので、各学校の近隣の事業所などに注文している。注文の前には、学校図書館担当教員と学校司書が中心となって購入図書リストを作成した後、学校長が決定している。購入図書リスト作

成に当たっては、分類（歴史・自然科学・芸術・文学など）の偏りがないように選定し、課題図書などの話題になっている図書を含めるなど、多くの学校が学校教員や児童生徒の希望などの聞き取りを行うことで各方面から情報収集することに留意している。その後、購入図書選定会議などを経て、最終的に購入が決定されているが、その選定会議でどのような意見交換がなされているのかは、会議録を作成していないため、確認することはできなかった。

購入図書リストを情報収集しながら作成することは、実態に合わせるため好ましいことであるが、選定会議における意見交換を会議録として残すことが望ましい。【意見 48】

② 図書の廃棄・更新

廃棄図書の選定は、各学校に委ねられている。各学校における図書廃棄委員会等が「全国学校図書館協議会制定 学校図書館廃棄規準」に基づいて、学校図書館担当教員と学校司書が廃棄リストを作成し、各教科担当の確認後、学校長が廃棄図書を決定し、図書備品廃棄処分承認申請書を提出することについては適切に行われている。しかしながら、廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような判断で廃棄に至ったかを会議録として残すことが望ましい。【意見 49】

③ 備品の管理

備品については複数年使用することが多いため、人事異動が頻繁に行われる職場においては、より慎重に行わなければならない。学校視察時に備品台帳を確認したところ、購入当初に備品台帳へ登録した場所から移動しているものも認められた。その理由としては、児童・生徒数の増減や教室の配置換え等の理由が主たるところであるが、移動時に備品台帳の修正まで管理されていないということである。

現物確認については、学校によっては毎年長期休暇時に点検をしている学校もあったが、全く定期点検を実施していない学校もあった。

このように、購入した物品の所在がわからなくなる理由としては、先にも述べたが、購入時から使用を経て廃棄に至るまでに様々な人を介するためであり、時間が経てば誰もわからなくなるというところにある。そのため、現実に現物確認できない物品もあると推測される。

そこで、教育委員会が主導になって、備品台帳の一斉点検をするなど、どのくらいの物品が所在不明なのかを把握することが望ましい。【意見 50】

④ 備品の廃棄

備品廃棄処分承認申請書を提出し、備品台帳兼移動連絡票に承認印を押印された後に、廃棄処分するが、備品台帳を閲覧したところ、承認印が押印されていることは確認できたものの、どのように処分されたかが、はっきりしていないものが多かった。購入契約に基づいて古い物品を業者が引き取る場合もあるが、それ以外の場合においてどこの業者が引き取っているか確認できなかった。また、どのように廃棄したかがわかる廃棄証明書等の入手も確認できなかった。

古い物品であるため換金価値はない物が多いと思われるが、場合によっては使用あるいは転売される可能性もある。これらを防ぐためにも、備品廃棄減免申請書などの控えを各学校に保管することで、廃棄した事実を確認できるよう資料を保管することが望ましい。【意見 51】

36. 学校保健

(1) 概要

学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなどである。

市では、学校医、学校歯科医による児童生徒及び教職員等の定期健康診断、健康相談を通じて健康管理に留意するとともに、学校薬剤師の協力を得て、校舎内の空気環境調査、騒音調査、照度調査、飲料水検査等を実施している。また、学校保健、学校安全の管理、指導の充実を図るために、保健主事、養護教諭の研修を定期的に行っている。

ア. 検査・健康診断等

市は、児童及び生徒に対して、健康診断や各種検査を実施している。

(ア) 定期健康診断等

市は、学校保健法及び同法施行規則に従い、定められた健康診断及び各種検査を実施し、児童・生徒の健康管理を行っている。

健康診断、検査名称	対象児童・生徒
定期健康診断	全児童・全生徒
結核検査	全児童・全生徒
尿検査	全児童・全生徒
心電図検査	小学1年生、小学4年生、中学1年生
就学時健康診断	新小学校1年生

(市資料より作成)

(イ) 小児生活習慣病予防対策

現代、子どもを取り巻く社会環境や生活様式の変化が子どもたちの心身の健康に大きな影響を及ぼしており、小児生活習慣病も課題の一つになっている。

こうした中、市は、全小学校の5年生の希望者に対して血液検査を実施し、その結果をもとにして家庭・学校・学校医

が協力して小児における生活習慣病予防対策を推進している。

採血検査実施率

(単位：%)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
91.4	92.9	92.3	90.9	90.2	88.8

(市資料より作成)

採血検査結果

(単位：%)

		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
総コレステロール	要注意者	9.3	9.4	12.1	10.2	10.3	10.5
	要管理者	4.1	4.3	5.9	4.7	3.9	4.7
	合計	13.4	13.7	18.0	14.9	14.2	15.1

中性脂肪	要注意者	6.4	4.4	5.3	4.1	4.1	4.2
	要管理者	4.0	2.9	2.9	3.0	2.6	3.1
	合計	10.4	7.3	8.1	7.1	6.7	7.3

尿酸	要注意者	11.5	11.6	11.7	13.0	12.7	11.7
	要管理者	1.7	2.3	1.7	2.8	2.6	1.9
	合計	13.2	13.9	13.4	15.8	15.3	13.6

一項目でも要注意者、または 要管理者に該当した者の率	31.2	30.1	33.8	32.5	30.9	30.9
-------------------------------	------	------	------	------	------	------

(市資料より作成)

イ. 健康教育推進事業

市は、所管の学校からの健康教育推進に関する講話の要請を受けて、各専門医を講師として派遣することとしている。

平成30年度は、小学校1件、中学校1件、特別支援学校2件（高等部生徒対象1件、教職員対象1件）の要請があり、全件について専門医による講話が実施されている。

ウ. 通学路交通安全プログラム

市は、岐阜市通学路交通安全プログラムに従い、全小学校及び岐阜特別支援学校について、3グループに分けて3年サイクルで通学路における合同点検と対策を実施している。

具体的には、各学校より通学路の危険箇所が抽出された後、学校、教育委員会、道路管理者、地元警察署等により合同点検の実施と対策案の検討がなされ、必要に応じて対策が実施される。

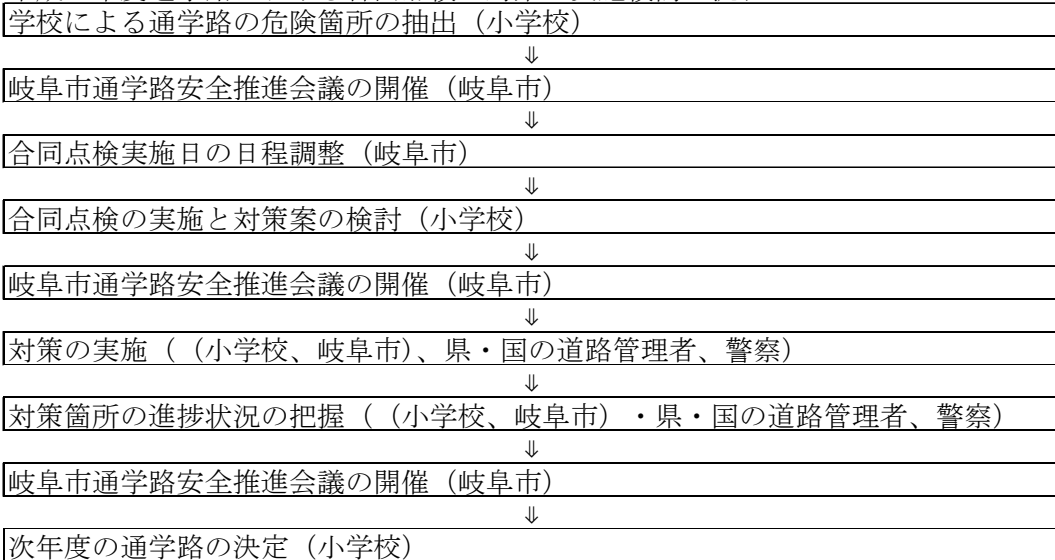
なお、決定された対策案については、市のホームページで公表されるほか、教育委員会は、岐阜市通学路安全推進会議において、対策箇所の進捗状況の確認を行っている。

平成30年度合同点検実施校

白山、日野、島、加納、常盤、黒野、茜部、西郷、市橋、芥見、合渡、網代、長良東、長森西、柳津
 (岐阜特別支援学校はスクールバスのため、コースや乗降所について確認)

(市資料より作成)

平成30年度通学路における合同点検と対策の実施検討の流れ



(市資料より作成)

(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 検査・健康診断等について、法令等で定められた事項が漏れなく実施され、結果をもとに適切な改善活動が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・小学5年生血液検査の手引き、小児生活習慣病予防のための採血検査結果、生活習慣病予防のための冊子を閲覧 ・各学年において実施されている健康診断、検査等の内容についてヒアリング
イ. 健康教育推進事業について、有効に活用されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育推進事業申込書、健康教育推進事業報告書を閲覧 ・健康教育推進事業の概要についてヒアリング
ウ. 通学路交通安全プログラムについて、対策メニューが適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市通学路安全推進会議資料、合同点検実施校予定表、合同点検必要箇所一覧表を閲覧 ・通学路交通安全プログラムにおける業務の流れについてヒアリング

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 検査・健康診断等について、法令等で定められた事項が漏れなく実施され、結果をもとに適切な改善活動が行われているか			①
イ. 健康教育推進事業について、有効に活用されているか	○		
ウ. 通学路交通安全プログラムについて、対策メニューが適切に実施されているか	○		

【監査意見】

① 小児生活習慣病予防対策

定期健康診断等については、下表のとおり学校保健安全法及び同施行規則に定められたものが漏れなく行われている。また、小児生活習慣病予防対策（後述）、および色覚検査については、法令等で必須とはされていないものの、市が必要と判断して実施しており、前者は小学5年生の希望者、後者は小学1年生および中学1年生の希望者を対象に行われている。

このように、必要な健康診断・検査が漏れなく実施されているだけでなく、児童生徒の健康の保持増進を目的として追加で検査が行われている点は評価できる。

健康診断、検査名称	根拠法令
定期健康診断	学校保健安全法第13条 学校保健安全法施行規則第6条
結核検査	学校保健安全法施行規則第6条、第7条第5項
尿検査	学校保健安全法第13条 学校保健安全法施行規則第6条
心電図検査	学校保健安全法第13条 学校保健安全法施行規則第6条
就学時健康診断	学校保健安全法第11条 学校保健安全法施行規則第2条

他方、小児生活習慣病予防対策については、総コレステロール、中性脂肪、尿酸の3項目の検査結果のうち、1項目でも基準値を超える児童の割合を30%以下とすることを目標としている中、上表のとおり30%前後で推移している状況にある。

こうした中、市は、児童の生涯にわたる健康づくりと自己管理能力の育成を図るためには、継続した取組みが必要であると、生活習慣病に対する保護者への啓発、児童の運動への取組み、食の重要性に関する指導・啓発等、学校・家庭・地域と連携し、学校医による指導をはじめとして健康づくりを推進するとしている。

しかしながら、対象児童の割合が減少していない現状を勘案すると、既述の活動を今後より強めていくことが望ましい。

【意見 52】

37. 学校規模適正化

(1) 概要

ア. 学校規模適正化事業

市では、市の中心市街地（旧市内）にある学校は、ドーナツ化現象による居住人口の減少や出生率の低下による児童・生徒数の減少により、小規模化傾向が著しく認められるようになった。

市は、これらの学校の小規模化を解消するため、通学区域審議会により「旧市内における岐阜市立小学校及び中学校の通学区域の在り方について」の答申を平成14年5月に受けた。

答申の概要は次のとおりである。

旧市内における市立小学校及び中学校は急激な児童・生徒数の減少や人口分布と学校配置の不均衡、校区を離れた中学校の設置等改善すべき現状にあり、次のように統合並びに再配置を実施することが急務である。

- (ア) 金華小学校、京町小学校、明德小学校、本郷小学校の各校区の生徒が通学する中学校を川南地区に設置する。その場所は岐阜大学医学部跡地の活用も含め、公共施設の再配置の観点から早急に検討すべきである。早田小学校及び則武小学校区の全生徒が通学する中学校を現伊奈波中学校又は現明郷中学校のいずれかにする。
- (イ) 金華小学校と京町小学校、明德小学校と本郷小学校、徹明小学校と木之本小学校及び白山小学校と梅林小学校の各2校を統合し、適正規模化を図る。華陽小学校は将来にわたって相当の期間、適正規模を維持できることが予想できるため現状のままとする。
- (ウ) 統合再配置の実施にあたっては、新しい学習内容や少人数指導に対応できる特色ある校舎施設とする新・増・改築

のほか、教職員の配置等、他のモデルとなる学校の設置を目指すべきである。

- (エ) 該当の校区においては、児童・生徒の保護者や学校のみならず、広く住民相互による話し合いの場が持たれ、理解が深められなければならない。

この答申を踏まえ、教育委員会では最終的に、平成 17 年 8 月 30 日に「旧市内小中学校の適正規模化・適正配置の方針」を次のように決定した。

(A) 小学校の統合について

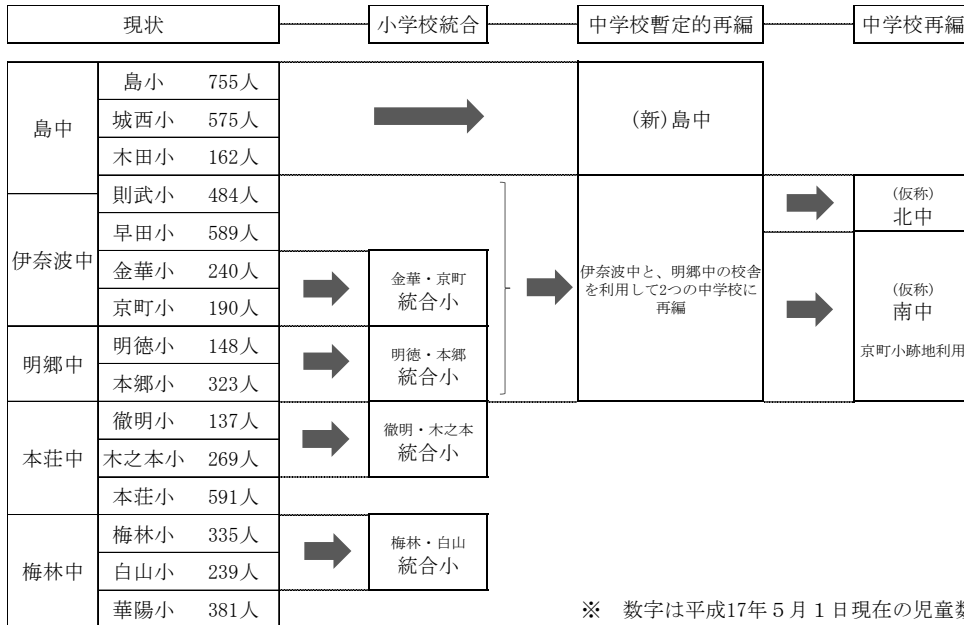
- a. 金華小学校と京町小学校を平成 20 年 4 月に統合し、京町小学校を仮校舎とする。
- b. 金華小学校と京町小学校の統合校は、金華小学校の場所に新築する。
- c. 明德小学校と本郷小学校、徹明小学校と木之本小学校及び白山小学校と梅林小学校の統合については、学校再編問題協議会の専門部会としてそれぞれに統合推進部会を設置し、統合小学校の位置、時期についての話し合いを積極的に進める。
- d. 華陽小学校は、将来にわたって相当の期間、適正規模を指示できることが予想されることから現状のままとし、将来、必要に応じて検討を行う。

(B) 中学校の再編について

- a. 島中学校の通学区域（島小、城西小、木田小、則武小の一部）を通学区域（島小、城西小、木田小）に再編する。
- b. （仮称）北中学校の通学区域を（早田小、則武小）とし、伊奈波中学校または明郷中学校の校舎を利用する。

- c. (仮称)南中学校の通学区域を(金華小、京町小、明德小、本郷小)とし、京町小学校跡地に(仮称)南中学校を新設する。

(小中学校の統合・再編図)



(C) (仮称)南中学校について

- a. (仮称)南中学校の建設において、京町小学校跡地だけでは狭隘であるため、隣接する県立盲学校跡地を活用することを県教育委員会と速やかに協議する。なお、校地内にある中央青少年会館や公民館の配置についても検討する
- b. (仮称)南中学校の新設には年月がかかることから、島中学校の大規模校化と則武小学校の分離入学及び明郷中学校の小規模校化という課題を解決するするため、現在の島中学校、伊奈波中学校及び明郷中学校の中で、通学区域を暫定的に見直すことを検討する。

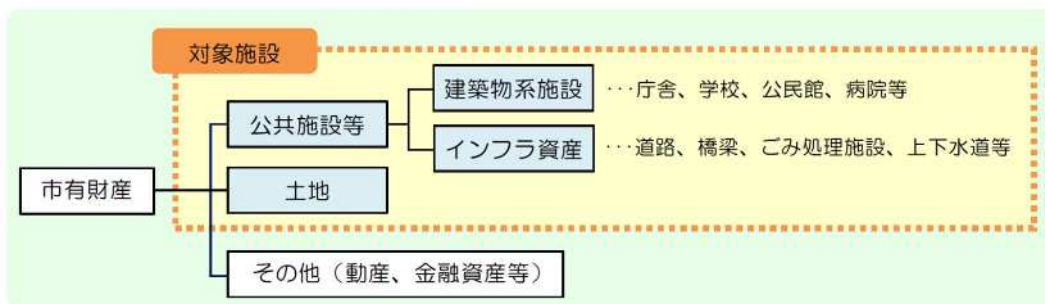
- (D) 小中学校の統合・再編にかかる建設計画について
- a. 金華小学校の場所に新築する金華・京町統合小学校は、平成 22 年 4 月開校を目標とする。
 - b. 京町小学校跡地に新設する(仮称)南中学校は、平成 24 年 4 月開校を目標とする。

イ. 公共施設等総合管理計画における検討状況

平成 26 年 4 月に総務省から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定要請があった。そこで、市では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもってこれらの課題に対応するため、「岐阜市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定し、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくとしている。

この公共施設等には、小中学校も含まれている。

(岐阜市公共施設等総合管理計画の対象施設)



(ア) 小学校に関する検討

小学校については、次のように検討されている。

①施設名
小学校(47 施設) : 岐阜小学校 ほか
②現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・建築後 30 年を経過している施設は、全体の約 9 割であり、老朽化が進行しています。 ・小学校の㎡あたりの児童数の平均は 0.06 人であり、特に西部小学校においては、0.11 人と平均の 1.8 倍程度となっています。 ・小学校の㎡あたりの維持管理・運営にかかるコストは、平均 37,678 円であり、特に西部小学校においては、52,390 円と平均の 1.4 倍程度となっています。
③今後の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○少人数教育等の多様な教育ニーズ及び放課後児童クラブ等の福祉ニーズに対応した施設整備をしていきますが、児童生徒数が減少していく現状を踏まえ、施設の適正規模を検討します。 ○施設の更新時には、維持管理の容易性やコスト面に配慮した設計を行います。 ○太陽光発電をはじめとした自然エネルギーを活用した設備の設置を進め、環境に配慮します。 ○施設の劣化調査の結果に基づき、個別施設計画を策定します。

①施設状況

施設名	代表建築年度	経過年数	延床面積(m ²)	今後30年間の更新等に係る費用(百万円)
岐阜小学校	平成 21	7	6,758	137,149
明郷小学校	昭和 55	36	7,446	
徹明小学校	昭和 53	38	5,584	
白山小学校	昭和 54	37	5,668	
梅林小学校	昭和 54	37	6,755	
華陽小学校	昭和 54	37	5,911	
本荘小学校	昭和 56	35	7,674	
日野小学校	昭和 54	37	6,996	
長良小学校	昭和 43	48	6,658	
島小学校	昭和 43	48	7,952	
三里小学校	平成 1	27	8,529	
鷺山小学校	昭和 53	38	7,070	
木之本小学校	昭和 53	38	6,155	
加納小学校	昭和 49	42	7,174	
加納西小学校	昭和 51	40	6,909	
則武小学校	平成 16	12	7,061	
長森南小学校	平成 14	14	8,096	
長森北小学校	昭和 48	43	6,906	
常磐小学校	昭和 57	34	5,694	
木田小学校	昭和 47	44	3,563	
岩野田小学校	昭和 47	44	7,986	
黒野小学校	昭和 54	37	7,495	
方県小学校	昭和 60	31	5,172	
茜部小学校	昭和 51	40	7,750	
鶉小学校	昭和 61	30	9,356	
七郷小学校	昭和 52	39	7,613	
西郷小学校	昭和 52	39	6,644	
市橋小学校	昭和 55	36	8,119	
岩小学校	昭和 55	36	4,653	
鏡島小学校	昭和 47	44	7,777	
厚見小学校	昭和 55	36	8,634	
長良西小学校	昭和 30	61	8,577	
早田小学校	昭和 47	44	6,285	
且格小学校	昭和 57	34	5,502	
芥見小学校	昭和 48	43	6,108	
合渡小学校	平成 13	15	6,428	
三輪南小学校	昭和 53	38	6,770	
三輪北小学校	昭和 55	36	4,145	
網代小学校	昭和 60	31	4,642	
城西小学校	昭和 46	45	6,639	
藍川小学校	昭和 48	43	6,831	
長良東小学校	昭和 49	42	6,857	
長森西小学校	昭和 49	42	5,311	
芥見東小学校	昭和 49	42	8,278	
岩野田北小学校	昭和 55	36	6,092	
長森東小学校	昭和 56	35	5,702	
柳津小学校	平成 19	9	10,710	
合計			320,635	

※「徹明小学校」と「木之本小学校」は学校統合により、平成 29 年 4 月から「木之本小学校」の施設を利用し、「徹明さくら小学校」として開校。

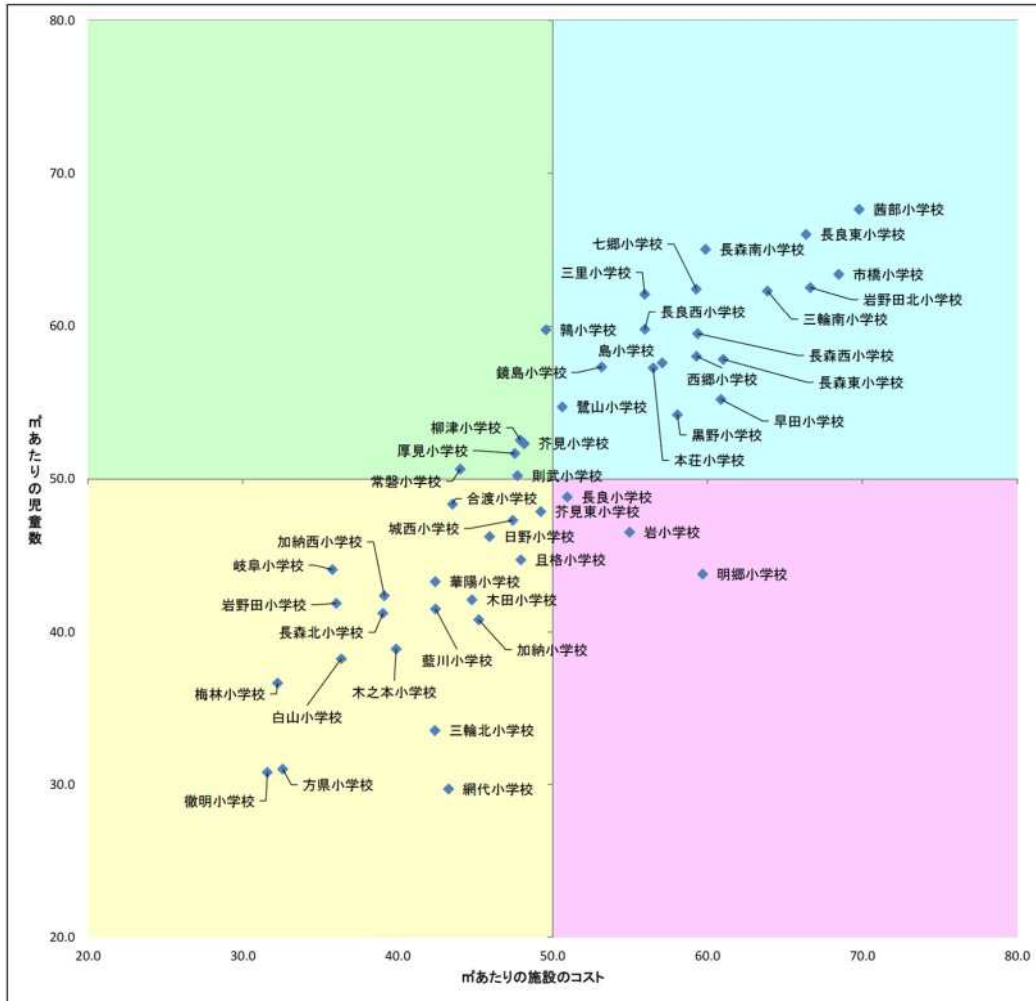
②利用状況（平成 25～27 年度）

施設名	児童数(人)				児童1人あたりの面積 (㎡)	㎡あたりの児童数 (人)
	H25	H26	H27	平均		
岐阜小学校	344	336	332	337	20	0.05
明郷小学校	375	373	351	366	20	0.05
徹明小学校	100	104	102	102	55	0.02
白山小学校	210	202	200	204	28	0.04
梅林小学校	232	208	212	217	31	0.03
華陽小学校	304	277	271	284	21	0.05
本荘小学校	653	623	596	624	12	0.08
日野小学校	392	385	378	385	18	0.06
長良小学校	421	403	399	408	16	0.06
島小学校	653	657	648	653	12	0.08
三里小学校	790	802	784	792	11	0.09
鷺山小学校	509	523	564	532	13	0.08
木之本小学校	239	225	229	231	27	0.04
加納小学校	303	299	304	302	24	0.04
加納西小学校	326	319	305	317	22	0.05
則武小学校	453	450	464	456	15	0.06
長森南小学校	824	797	804	808	10	0.1
長森北小学校	294	305	294	298	23	0.04
常盤小学校	391	370	359	373	15	0.07
木田小学校	160	163	160	161	22	0.05
岩野田小学校	359	355	356	357	22	0.04
黒野小学校	570	554	541	555	14	0.07
方果小学校	101	95	95	97	53	0.02
西部小学校	818	820	828	822	9	0.1
鶯小学校	799	821	829	816	11	0.09
七郷小学校	723	713	703	713	11	0.09
西郷小学校	563	552	542	552	12	0.08
市橋小学校	789	772	776	779	10	0.1
岩小学校	261	256	261	259	18	0.06
鏡島小学校	648	629	624	634	12	0.08
厚見小学校	616	590	555	587	15	0.07
長良西小学校	759	749	739	749	11	0.09
早田小学校	530	463	448	480	13	0.08
且格小学校	290	282	277	283	19	0.05
芥見小学校	439	440	395	425	14	0.07
合渡小学校	403	377	379	386	17	0.06
三輪南小学校	619	635	642	632	11	0.09
三輪北小学校	107	101	100	103	40	0.02
網代小学校	85	73	60	73	64	0.02
城西小学校	404	378	365	382	17	0.06
藍川小学校	299	300	298	299	23	0.04
長良東小学校	695	690	717	701	10	0.1
長森西小学校	471	466	444	460	12	0.09
芥見東小学校	530	479	455	488	17	0.06
岩野田北小学校	583	573	560	572	11	0.09
長森東小学校	482	483	449	471	12	0.08
柳津小学校	760	747	745	751	14	0.07
合計	21,676	21,214	20,939	21,276	19	0.06

③維持管理・運営にかかるコスト（平成25～27年度）

施設名	コスト(千円)				児童1人あたりのコスト (千円)	㎡あたりのコスト (千円)
	H25	H26	H27	平均		
岐阜小学校	195,727	181,862	171,925	183,171	543	27
明郷小学校	343,668	331,079	327,750	334,166	912	45
徹明小学校	127,530	133,447	140,814	133,931	1,313	24
白山小学校	159,850	164,448	143,868	156,056	765	28
梅林小学校	170,956	167,284	157,724	165,321	761	24
華陽小学校	191,843	196,419	180,052	189,438	667	32
本荘小学校	328,072	310,376	340,048	326,166	523	43
日野小学校	243,012	233,020	251,207	242,413	630	35
長良小学校	255,469	249,006	262,184	255,553	627	38
島小学校	330,401	323,131	370,910	341,480	523	43
三里小学校	350,081	375,718	351,414	359,071	453	42
鷺山小学校	259,999	251,744	297,239	269,661	507	38
木之本小学校	186,032	180,345	190,641	185,673	804	30
加納小学校	226,201	224,541	283,804	244,849	811	34
加納西小学校	203,129	208,505	201,830	204,488	646	30
則武小学校	263,080	235,131	264,242	254,151	558	36
長森南小学校	372,446	349,627	371,368	364,480	451	45
長森北小学校	190,823	202,490	218,566	203,960	685	30
常盤小学校	187,624	183,133	197,068	189,275	507	33
木田小学校	113,736	107,616	140,004	120,452	748	34
岩野田小学校	222,981	219,997	210,946	217,975	611	27
黒野小学校	327,478	311,302	342,999	327,260	590	44
方果小学校	123,901	121,091	138,584	127,859	1,318	25
茜部小学校	414,589	388,709	414,792	406,030	494	52
鵜小学校	337,172	345,914	365,447	349,511	428	37
七郷小学校	333,750	339,770	344,435	339,318	476	45
西郷小学校	297,458	281,689	309,595	296,247	536	45
市橋小学校	440,948	426,560	384,743	417,417	536	51
岩小学校	190,270	179,000	208,279	192,516	742	41
鏡島小学校	317,080	289,333	327,590	311,335	491	40
厚見小学校	312,272	302,459	314,189	309,640	527	36
長良西小学校	342,479	332,472	408,643	361,198	482	42
早田小学校	295,457	284,374	282,891	287,574	599	46
且格小学校	184,695	196,121	215,914	198,910	703	36
芥見小学校	254,962	196,238	214,228	221,809	522	36
合渡小学校	224,766	197,410	211,701	211,292	547	33
三輪南小学校	318,836	315,661	340,098	324,865	514	48
三輪北小学校	127,692	123,633	147,000	132,775	1,293	32
網代小学校	131,992	146,947	176,163	151,700	2,088	33
城西小学校	250,211	228,300	233,778	237,430	621	36
藍川小学校	204,576	224,276	228,172	219,008	732	32
長良東小学校	356,585	310,810	357,995	341,797	488	50
長森西小学校	240,793	239,399	231,078	237,090	515	45
芥見東小学校	316,714	304,644	300,239	307,199	630	37
岩野田北小学校	287,216	287,809	339,730	304,918	533	50
長森東小学校	250,619	263,125	270,865	261,537	555	46
柳津小学校	383,152	400,310	377,283	386,915	515	36
合計	12,188,322	11,866,276	12,560,038	12,204,879	671	38

④施設総合評価



(イ) 中学校に関する検討

中学校については、次のように検討されている。

①施設名
中学校(22 施設) : 岐阜清流中学校 ほか
②現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・建築後 30 年を経過している施設は、全体の約 7 割であり、老朽化が進行しています。 ・中学校の㎡あたりの生徒数の平均は 0.05 人であり、特に境川中学校においては、0.08 人と平均の 1.6 倍程度となっています。 ・中学校の㎡あたりの維持管理・運営にかかるコストは、平均 32,319 円であり、特に境川中学校においては、43,957 円と平均の 1.4 倍程度となっています。
③今後の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○施設の更新時には、維持管理の容易性やコスト面に配慮した設計を行います。 ○太陽光発電をはじめとした自然エネルギーを活用した設備の設置を進め、環境に配慮します。 ○施設の劣化調査の結果に基づき、個別施設計画を策定します。

①施設状況

施設名	代表建築年度	経過年数	延床面積 (㎡)	今後 30 年間の更新等に係る費用 (百万円)
岐阜清流中学校	昭和 56	35	7,650	78,061
岐阜中央中学校	平成 23	5	10,514	
本荘中学校	昭和 54	37	9,731	
梅林中学校	昭和 56	35	9,208	
加納中学校	昭和 51	40	9,268	
長森中学校	昭和 63	28	11,198	
長良中学校	平成 1	27	9,508	
島中学校	昭和 50	41	9,922	
岩野田中学校	昭和 47	44	7,729	
精華中学校	昭和 55	36	10,044	
藍川中学校	昭和 43	48	8,926	
三輪中学校	昭和 57	34	7,948	
岐北中学校	昭和 57	34	10,315	
厚見中学校	昭和 56	35	8,161	
青山中学校	昭和 50	41	8,209	
陽南中学校	昭和 55	36	9,762	
藍川東中学校	昭和 56	35	8,725	
岐阜西中学校	昭和 58	33	9,114	
藍川北中学校	昭和 61	30	7,707	
長森南中学校	昭和 62	29	9,335	
東長良中学校	昭和 62	29	9,295	
境川中学校	平成 21	7	11,010	
合計			203,280	

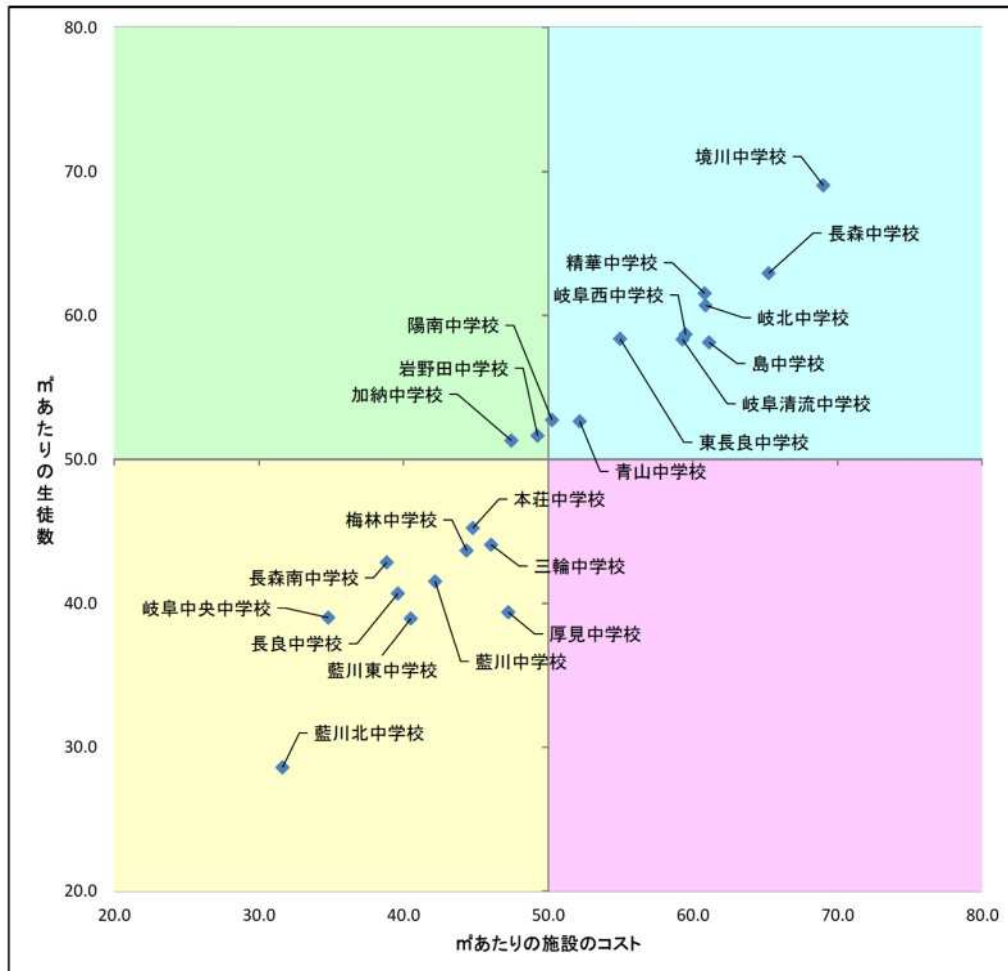
②利用状況 (平成 25～27 年度)

施設名	生徒数(人)				生徒1人あたりの面積 (㎡)	㎡あたりの生徒数 (人)
	H25	H26	H27	平均		
岐阜清流中学校	510	516	490	505	15	0.07
岐阜中央中学校	398	398	391	396	27	0.04
本荘中学校	454	463	449	455	21	0.05
梅林中学校	425	410	394	410	22	0.04
加納中学校	500	516	534	517	18	0.06
長森中学校	833	792	823	816	14	0.07
長良中学校	386	385	373	381	25	0.04
島中学校	673	667	618	653	15	0.07
岩野田中学校	435	428	441	435	18	0.06
精華中学校	723	691	720	711	14	0.07
藍川中学校	378	363	366	369	24	0.04
三輪中学校	369	356	350	358	22	0.05
岐北中学校	724	717	712	718	14	0.07
厚見中学校	305	313	317	312	26	0.04
青山中学校	486	490	445	474	17	0.06
陽南中学校	570	563	561	565	17	0.06
藍川東中学校	339	331	313	328	27	0.04
岐阜西中学校	606	607	608	607	15	0.07
藍川北中学校	181	170	164	172	45	0.02
長森南中学校	405	405	402	404	23	0.04
東長良中学校	636	635	573	615	15	0.07
境川中学校	895	893	916	901	12	0.08
合計	11,231	11,109	10,960	11,100	20	0.05

③維持管理・運営にかかるコスト（平成 25～27 年度）

施設名	コスト(千円)				生徒1人あたりのコスト (千円)	㎡あたりのコスト (千円)
	H25	H26	H27	平均		
岐阜清流中学校	306,894	286,523	279,797	291,072	576	38
岐阜中央中学校	258,587	235,160	230,335	241,361	610	23
本荘中学校	273,920	269,159	306,720	283,266	622	29
梅林中学校	263,602	277,625	255,728	265,652	648	29
加納中学校	261,202	296,174	297,852	285,076	552	31
長森中学校	481,300	436,058	484,007	467,122	572	42
長良中学校	251,290	235,788	252,337	246,472	646	26
島中学校	397,140	384,068	384,762	388,657	595	39
岩野田中学校	249,168	241,425	248,435	246,343	567	32
精華中学校	390,570	389,443	394,664	391,559	550	39
藍川中学校	249,289	239,200	247,938	245,476	665	28
三輪中学校	245,600	229,413	237,750	237,587	663	30
岐北中学校	415,171	383,664	408,831	402,555	561	39
厚見中学校	222,189	245,375	282,182	249,915	802	31
青山中学校	309,786	270,847	248,524	276,386	584	34
陽南中学校	315,492	297,448	338,284	317,075	562	32
藍川東中学校	261,969	208,603	222,419	230,997	705	26
岐阜西中学校	359,231	344,526	339,985	347,914	573	38
藍川北中学校	167,848	160,645	157,081	161,858	943	21
長森南中学校	255,648	222,610	234,334	237,530	588	25
東長良中学校	342,785	329,662	314,127	328,858	535	35
境川中学校	484,375	478,852	488,623	483,950	537	44
合計	6,763,058	6,462,266	6,654,716	6,626,680	621	32

④施設総合評価



(2) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 小中学校の適正規模化・適正配置の方針が実行されているか	・進捗状況についてヒアリングを実施
イ. 学校施設の老朽化への対策として計画等が策定されているか	・老朽化への対策のための計画等の有無を確認 ・計画等があれば内容を閲覧し検討状況を確認

(3) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 小中学校の適正規模化・適正配置の方針が実行されているか			①②
イ. 学校施設の老朽化への対策として計画等が策定されているか			③

【監査意見】

① 学校再編の再検討

平成17年8月30日に策定した「旧市内小中学校の適正規模化・適正配置の方針」において定めた事項について、順次小中学校の統合・再編が行われている。

ただし、梅林小学校と白山小学校については、答申を受けてから17年が経過し、当時の状況と大きく変化していることから、小中一貫校や義務教育学校など義務教育学校のあり方を含めた市全域の学校再編も今後検討されたい。【意見53】

② 学校規模の適正化・適正配置の検討

市では、学校規模の適正化・適正配置の検討については、平成17年8月以来、追加的な検討はなされていない。

一方、公共施設等総合管理計画において、平成29年から30年間における小中学校の施設の更新及び修繕等に係る費用は合計約2,152億円と試算しているが、これは単年の一般会計予算額を大きく超えるものである。

学校規模の適正化・適正配置は、教育の質をどう高めるかという視点で検討されるものであるが、市の将来の財政面の検討も考慮した形で検討されたい。【意見54】

③ 「岐阜市学校施設長寿命化計画」の策定状況

小中学校については、公共施設等総合管理計画にも掲記されているが、経過年数が40年を超える学校施設も珍しくなく、中には、60年を過ぎた建物もある。今後の維持管理に向けた修繕計画については、監査実施時点では計画策定のための調査を行っており、令和2年3月に岐阜市学校施設長寿命化計画として策定する予定であるとのことであった。

学校施設は、児童・生徒が多く集まる施設であり、また災害時には避難所にもなる重要拠点であることから、具体的にどの学校にどの時期にどの程度費用がかかるのかが明確になった計画として策定されたい。【意見55】

38. 契約事務

(1) 契約の種類

地方公共団体が締結する請負、売買契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法で締結されるものとされている(地方自治法第234条第1項)。

そのうち、市の契約締結方法としては、主に一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つの方法で行われている。

競争入札参加者の選定方法については、岐阜市競争入札参加者選定要綱(平成13年6月1日決裁)によって定められる。

競争入札又は随意契約に参加させることができる者は、原則として本要綱による審査に合格し、岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者である(同要綱第2条)。

資格審査の項目としては、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる事項並びに申請書及び添付書類を審査するものと定められている(同要綱第4条)。

ア. 建設工事の請負 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に定める項目

イ. 測量・建設コンサルタント等の請負 次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項

(ア) 種類別年間平均実績高

(イ) 自己資本額

(ウ) 業種区分別有資格者

ウ. 物件の製造、買入れその他の契約 次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項

(ア) 直前2年の営業年度における年間平均生産高又は年間平均販売高

(イ) 経営規模

a. 自己資本額

b. 従業員数

(ウ) 経営状況

a. 流動比率

b. 営業年数

そして、審査に合格した者は、資格者名簿に登録される(同要綱第5条)。

指名競争入札及び随意契約の見積もりに参加する者については、原則資格者名簿に登録された者の中から、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏ることのないように均衡ある指名をするものとする定められている(同要綱第7条第1項)。

ア. 不誠実な行為の有無

イ. 経営状況

ウ. 工事成績等

エ. 当該工事に対する地理的条件

オ. 手持ち工事の状況

カ. 当該工事施工についての技術的特性

キ. 安全管理の状況

ク. 労働福祉の状況

ケ. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況

指名の優先順位については、次に掲げる順序となっている(同条第2項)。

ア. 市内に本店を有し、当該本店の所在地が資格者名簿の所在地として登録されている者(以下「市内業者」という)

イ. 市内に支店、営業所等を有し、当該支店、営業所等の所在地が資格者名簿の所在地として登録されている者(以下「準市内業者」という)

ウ. 市内業者及び準市内業者以外の者で、資格者名簿に登録されている者

(2) 契約形態

一般競争入札とは、原則として、広く誰にでも入札に参加できる機会を与え、また、契約手続を公開して不正の行われることを防ぎ、できるだけ市に有利な条件で申し込みをした者と契約を締結する方法である。

指名競争入札とは、市が資力、信用その他について適当であると認める特定多数の参加者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する方法をいう。

この方法では、業者が特定されていることから、一般競争入札に比べ不信用、不誠実の者が排除でき、さらに、手続き的にも簡単とされているが、特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化したり、偏重するといった短所もあると言われている。

随意契約とは、競争の方法によらず、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し、契約を締結するもので、入札を原則とする契約締結の特例的な方法とされている（地方自治法第 234 条第 2 項）。この方法は、他に比べて手続が非常に簡略で、経費負担も少なく、さらに、相手方の資力、信用、技術、経験等の能力を熟知したうえで選定することができるといったメリットがある。しかし、反面、相手方の固定化や地方自治体にとって不利な価格での契約締結といった、地方公共団体の契約事務に求められる公正性、機会均等性、経済性といったものが損なわれるというおそれもある。市においては、市契約規則にて、契約金額の限度額の規定（同規則第 28 条）及び原則 2 者以上から見積書を徴収すること（同規則第 29 条）によって公正性、機会均等性、経済性の調整を図っている。

(3) 監査の着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
ア. 随意契約が適切に契約締結されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約一覧を閲覧 ・ 契約に関連する書類の整備状況を確認 ・ 関係者へのヒアリングの実施
イ. 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約一覧を閲覧 ・ 契約に関連する書類の整備状況を確認 ・ 関係者へのヒアリングの実施

(4) 監査の結果

《監査結果の概要》

着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
ア. 随意契約が適切に契約締結されているか		①	
イ. 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか			②

【監査意見】

① 随意契約理由書の作成

契約事務について検証した際に、次の随意契約による工事の関係資料を閲覧した。

(ア) 梅林中学校プールブロック塀撤去工事

- ・ 契約金額 313,200 円
- ・ 工事期間 平成 30 年 6 月 25 日～7 月 12 日

(イ) 境川中学校ブロック壁撤去工事

- ・ 契約金額 498,960 円
- ・ 工事期間 平成 30 年 6 月 25 日～7 月 3 日

これらの工事は、少額の契約であることから随意契約によることができるものの、その根拠が明らかであるとの判断により随意契約の理由書が作成されていなかった。

これについて、市契約規則第2条第1項第7号では、指名競争入札又は随意契約による場合には、その理由書が必要である旨定められていることから、本来は随意契約の理由書を作成すべきであった。【指摘12】

② 工事の発注規模

契約事務について検証した際に、次の工事の関係資料を閲覧した。

(ア) 長良小学校校舎及び体育館建築主体工事

- ・ 契約金額 1,869,480,000円
- ・ 工事期間 平成30年9月27日～令和2年1月31日

この工事は、小学校校舎と体育館が一体での工事として発注しており、入札結果を確認すると、1社のみによる応札となり、落札率も99.95%とほぼ100%に近い金額での落札となっていた。

この工事について、小学校校舎と体育館が一体での工事として発注した理由を確認したところ、市より次の回答があった。

「校舎と体育館が近接しており、別々に発注を行うと、お互いの工事ヤードを確保する必要性が生じ、児童の利用可能場所（仮設校舎・グラウンド）が減少し、児童の安心安全や学校運営に支障が生じるため、一体での工事発注とした。」

しかし、他の入札関係書類を閲覧した結果、別個の工事とすることも次のことから可能であると考えられる。

- a. 設計内訳書でも、上記工事全て、校舎と体育館は積算自体が分かれている。
- b. 施工監理業務を委託しているため、工事業者間の調整も容易である。

したがって、経済性の観点からは、広く入札者を募り、競争性を発揮することが望ましかつたと考えられる。【意見56】

第4 指摘及び意見一覧表

なお、下記一覧表における指摘あるいは意見の欄の数値は、本編及び概要版の【指摘】あるいは【意見】に付した番号を指している。

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
1 学校評価				
ア 学校評価に係る運用が適切に実施されているか		1	教育委員会が学校を指導する立場にあることから、今後は学校評価書の情報公開が実際に実施されたかどうかまで確認することが望ましい。	21
2 教育事務				
イ コミュニティ・スクールの運営は適切に実行されているか		2	4月以降予算が振り込まれるまでに使用したコミュニティ・スクールの経費については、業者に支払いを待ってもらっている状態である。業者のほうも慣例となっているため理解を示しているとのことであるが、予算承認後速やかな支払いを行うことが望ましい。	26
		3	現在、会議録を残していないコミュニティ・スクールは将来のためと、思っ会議録を残すことが望ましい。	27
ウ コミュニティ・スクールの決算報告は適切になされているか		4	物品購入に関し、市の業者を利用してもらいたいといった観点を重視していくのであれば、その方針を周知するよう検討されたい。	27
3 土曜日の教育活動推進事業				
イ 実施テーマの選定は適切か		5	今後もテーマ数を増やすことで全体の参加者数を増加するよう検討することが望ましい。	30
4 理科授業魅力アップ事業				
ウ 理科支援員の募集方法・選定方法・配置基準は適切か		6	理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付け等のサポートがあると、教員の時間外労働の削減につながるため積極的に配置していくことが望ましい。	32
エ 理科支援員の出勤の管理は適切か		7	理科の授業のサポートということで、比較的事後的に確認しやすいが、客観性を保つためタイムカードの導入が望ましい。	32
5 ALT 外国語指導助手				
イ 配置が委託のみであることは適切か		8	ALTは、一律に委託のみとはせず、市の直接雇用枠も設けることが望ましい。	34
6 「4 技能のバランスを重視した英語教育」研究推進事業				
イ 出向職員の選定方法は適切か		9	出向職員の選定時の資料が残っていなかった。客観性を保つためには議事録を残すことが望ましい。	36
エ 市とベネッセ教育総合研究所との取り組みに客観性は保たれているか		10	包括的研究推進を進めるにあたり、1対1の関係を継続するのではなく、一層の効果を獲得し客観性を保つために、他の英語教育機関からも意見を聞く機会を設けることが望ましい。	36

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
7 イングリッシュ・キャンプ in GIFU				
イ 参加の機会は平等か		11	低所得家庭への参加費免除を検討することが望ましい。	38
ウ 市の英語教育は他市町村と比較して充分対応できているか		12	市は、英語圏についてはアメリカ・シンシナティシティ(昭和62年提携)・カナダ・サンダーベイシティ(平成19年提携)と姉妹都市を提携している。より多くの生徒に学びのチャンスを設けることは教育者の使命であるため、早急に派遣事業を開始することが望ましい。	38
8 子どものための消費者教育推進事業				
ア 実施状況は適切か		13	毎年同一の著名人に依頼しなければいけない必然性は低く、全小中学校で同様の講演が実施できるように工夫されることが望ましい。	40
9 ハートフルサポーター・ハートフルティーチャー・特別支援教育介助員				
イ 出退勤の管理は適切か		14	正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望ましい。	42
10 教育相談員（ほほえみ相談員）				
エ 書類の管理方法は適切か		15	不登校やいじめ問題は些細なことで状況が大きく変化する問題であることから、学校で活動実績報告書を保管する等、常に全教職員で情報共有できる状態にすることが望ましい。	44
11 ジュニアアーティスト・トップランナー支援事業				
イ 選定経緯は客観的に確認できるものとなっているか		16	学校長からの推薦書の提出を受け、アドバイザーからの意見聴取を経て認定を行うが、選考委員会の議事録は無かった。今後の参考かつ客観性を保つため、意見聴取時の記録を残すことが望ましい。	45
12 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金				
ア 補助は適切に行われているか		17	消耗品費の予算は用紙・インク代と記載されていたが、決算では記念品代も含まれていた。この補助金は前払いされるものであることから、予算は正確に算出するよう指導を徹底することが望ましい。	47
13 教育PCの整備				
ア 事務機器借りに係る契約は適切になされているか		18	契約資料を確認したところ、日通商事株式会社との契約書において5カ月の賃借料と記載するところ年額という整合性の無い記載があった。契約書は正確に作成することが望まれる。	48
14 外国籍生徒等対応指導				
イ 派遣実施内容は適切か		19	年度変わり（4月）、夏休み（8月）という児童生徒が不安定になりやすい時期も配慮し派遣することが望ましい。	50
15 生徒指導サポーター				
ア 募集方法・選定方法は適切か		20	市が人材を確保して、各学校の人材確保の負担を軽減し、必要な学校には確実に派遣を行える体制を整えることが望ましい。	52
イ 勤務管理は適切か		21	正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望まれる。	52
16 「スクールロイヤー」事業				
ア 契約とおりに実施されているか	1		教育委員会はブロック単位で各担当弁護士と契約を締結していることから、原則的には各担当弁護士が研修を実施するべきであり、変更がある場合には、その申請を受ける必要がある。	54

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
17 スクール・サポート・スタッフ				
ア 出退勤の管理は適切か		22	正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望まれる。	55
イ 人員数及び配置状況は適切か		23	市で適任者を確保し全学校に配置できる体制を早急に整えることが望ましい。	56
ウ サポート体制は適切か		24	初めて担任を持つ・受験の学年を担当する教職員の時間外労働時間が多くなっていることから、このような教職員を優先的にサポートするように明確な指示をすることが望ましい。	56
18 部活動指導員				
ア 募集方法・選定方法は適切か		25	部活動指導員配置事業実施要項での配置人員は22人であったが、実際の配置は18人だった。4校について配置が無かった理由は人選が難しいためとのことである。登録制にする・市が公募する等人員確保の対策を整えることが望ましい。	57
19 ぎふサイエンス・キャンプ				
イ 参加者増員の検討と今後の方針は適切か		26	会場の収容人数の関係で80名が限界で定員を増やせないとのことであるが、7割超の児童の期待に応えられていないことを考えると、実施日の回数を増やすことが望ましい。また、事業の最大の効果を生むためには、科学体験に特化した実施内容への見直しを望ましい。	59
20 岐阜市型STEM教育推進事業				
イ 勤怠管理は適切か		27	客観性と確認作業の効率化のためにタイムカードを導入することが望ましい。	61
エ 事業費のうち消耗品は各学校に適切に配分されているか		28	学校別一覧を作成することで各学校の実態を把握でき、適切に配分されているか確認できる。連年通して偏りが生じていないか確認し、学校ごとに教育格差が生じないように管理することが望ましい。	61
21 英語教育 岐阜発「英語でふるさと自慢」				
イ 出退勤時間の管理は適切か		29	客観性と確認作業の効率化のためにタイムカードを導入することが望ましい。	62
ウ EFとALTの比較検証は適切になされているか		30	ALTの派遣による効果との比較検証するためEFの代わりにALTを1～4年生の各学級に派遣(年間18時間)している。その効果検証として活用しているのは英検Jr.とのことであるが、平成29年度と平成30年度でグレードの異なる試験を受けたため比較ができていない。手段の選択は的確に行うことが望ましい。	63
22 「主体的・対話的な学びの在り方」推進事業				
実施成果の把握は適切か		31	調査では年間のアゴラ使用回数が0回の教員が42%である。一方、教員の使用回数がこのような状況になる原因を追究解消したうえで、小学校への導入をするべきであった。信憑性の高い裏付けをもって事業を実施することが望ましい。	65
計画的に実施されているか		32	利用し難い部屋に備品を設置しても効果は期待できない。利用環境の整備を正確に検討・実施したうえで、事業を開始することが望ましい。	66
備品の設置と事業目的の関係を客観的に証明できるのか		33	曲線の机を設置することが主体的・対話的な学びにつながるということについて客観的に証明できるものが無い。小中合わせて89,954千円の事業費を投じているのであるが、すでにある環境・備品を工夫して利用していくことが望ましい。	66
新規事業導入の経緯把握は適切か		34	新規事業導入については、その経緯を明確に残し確認できる議事録等の資料を整えておくことが望ましい。	66

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
23 「危険から自分を守る」事業				
ア 「地域安全マップ」を作成できているか		35	地域安全マップ実施報告書を確認したところ、46小学校中21校の資料を確認できた。21校については、安全マップが作成されていることが確認できたが24校については確認できなかった。全小学校について確認・保管することが望ましい。	68
24 不登校児童・生徒				
イ 不登校児童・生徒に適切に対応しているか		36	市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい。	73
25 いじめ対策				
ア いじめの認知件数を適切に把握しているか		37	市では所定の報告書様式を整備し、報告及び提出することを義務付けていたものの、十分には機能していなかったと言わざるを得ず、今後、第三者委員会の調査報告書にしたがい、適切に運用するよう指導を徹底されたい。	80
イ 認知されたいじめに適切に対応しているか		38	教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にしたがい、どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのように対処すべしよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい。	81
26 教員研修の充実				
イ 教員の資質の向上になるための工夫がなされているか		39	最新情報を得るために様々な角度から研修の機会が与えられている一方、教員によっては受講する研修に偏りが生じるような疑念ないよう、受講履歴を管理する研修講座受講管理システムを用い、様々な分野の研修も促すことでより幅広い教養を身に付ける取組を検討されたい。	85
27 教員免許更新制度におけるサポート体制				
イ 更新漏れがないような管理体制になっているか		40	免許状更新状況の調査対象者については、抽出を各校に任せているが、集計表にあらかじめ教員等の情報を記載し、各学校等へ調査依頼すれば、各校が効率的に回答できるようになると考えられるため、検討されたい。	88
28 職員の労務管理				
ア タイムカードおよび勤怠管理ソフトが適切に利用されているか		2	市においては正確な勤怠管理を行うためにも、タイムカードを記録する場所を出入り口近くに設置するなどの工夫や、教職員に対してタイムカードを利用して出勤および退勤時間を記録するよう指導を徹底する必要がある。出退勤管理の重要性を教職員に認識してもらうため、研修等を行うことも検討すべきである。	91
29 教職員の休暇申請の管理				
イ 職員の年次休暇が適切に取得されているか		41	年次休暇の取得は、職員間の調整が必要となると考えられるが、市においては年次休暇の取得率を上昇させるよう努力するのが望ましい。	93
30 教職員の時間外勤務				
ア 勤務時間外在籍時間が、長時間となっていないか		3	教育委員会は、勤務時間外在籍時間を精査しその内容を把握したうえで、不適當な勤務時間外在籍時間について削減するように指導監督を徹底する必要がある。	99
イ 部活動従事時間および日数に問題はないか (中学校のみ)		42	中学校教職員の部活動への関与は必要なことではあるが、休日に部活動に従事した教職員に対し、休暇が不足していないかなど配慮することが望ましい。	100
31 教職員の健康管理				
ア 教職員の健康診断が定期的に行われているか		43	健康診断については、定期的に行われていることは確認ができ問題はなかったが、労務管理を行う義務のある校長が、健康診断の受診日が未記入となっている場合は、確認して記載しておくよう指導することが望ましい。	102

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
32 私費会計				
ア 私費は適切に管理されているか	4		学校による給食費の調整は事務職員による手作業による部分が多く、不正や誤り又は遅延が生じることもあることから、現行の方法においては3月分の給食費を調整する際に、校長が内容の確認を確実にすべきであった。	106
	5		要領の中で、学校納入金会計の定義に給食費会計を定めていない学校があった。給食費は、典型的な私費であることから、当該要領を見直すべきである。	107
	8		支払の事実がない場合には、支出金とせず、会計上も繰越額として決算報告書に明記すればよく、上記運用には問題があった。	107
	9		受払記録なく現金のみを保管していると、当該販売に関係のない支出に使用したとしても検証することができず、横領等の温床となる可能性がある。したがって、通帳等を作成するとともに、入手金の受払管理を行う必要がある。	108
エ 私費の決算報告が適切に行われているか	6		給食費の収入金調書及び決算報告書を作成していない学校があった。これについても、給食費が私費であることを改めて認識し、収入金調書及び決算報告書を作成すべきである。	107
	10		決算報告書には、年度の全ての入出金の記録を反映すべきであり、決算報告を行ったあとであっても修正して、再度報告すべきであった。	108
	11		監査実施日は、決算報告を実施する前に行うよう運用を見直す必要がある。	108
オ 給食費は適切に徴収されているか	7		給食費会計については、学校における調整等の業務負担や不正や誤りまたは遅延を防ぐために、市において新たな運用方法を検討するとともに体制を整えるべきである。	107
33 教材費				
ア 各学校において教材使用届を提出前にどのような会議が開催されているか		44	変更した理由については記録するほうが次年度の教育体制に生きるものと考えられるし、特に人事異動がある職場においては、次年度のことを考えて、誰にでもわかるように記録を残すことが望ましい。	111
イ 教材使用届を提出された後にどのような管理をしているか		45	個人負担を多くすればより良い教材が手に入るかもしれないが、同じ市に住む児童・生徒に不公平感がないようにすることを検討されたい。	111
34 学校給食				
エ 給食費について、不足なく収納されているか		46	市は、各小中学校と協力して直接的または間接的に未納問題に取り組むことが望ましい。	118
キ 学校給食費の公会計化について、適切な議論が行われているか		47	公会計化導入について検討する体制を整備していくことが望まれる。	121

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
35 備品整備				
ア 図書の選定が適切に行われているか		48	購入図書リストを情報収集しながら作成することは、実態に合わせるため好ましいことであるが、選定会議における意見交換を会議録として残すことが望ましい。	125
イ 図書の廃棄・更新が適切に行われているか		49	廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような判断で廃棄に至ったかを会議録として残すことが望ましい。	125
ウ 備品の管理が適切であるか		50	市が主導になって、備品台帳の一点検査をして、どのくらいの物品が所在不明なのかを把握することが望ましい。	126
エ 備品の廃棄が適切であるか		51	古い物品であるため換金価値はない物が多いと思われるが、場合によっては使用あるいは転売される可能性もある。これらを防ぐためにも、備品廃棄減免申請書などの控えを各学校に保管することで、廃棄した事実を確認できるよう資料を保管することが望ましい。	126
36 学校保健				
ア 検査・健康診断等について、法令等で定められた事項が漏れなく実施され、結果をもとに適切な改善活動が行われているか		52	生活習慣病に対する保護者への啓発、児童の運動への取組み、食の重要性に関する指導・啓発等、学校・家庭・地域と連携し、学校医による指導をはじめとして健康づくりを推進するといった活動を今後より強めていくことが望ましい。	132
37 学校規模適正化				
ア 小中学校の適正規模化・適正配置の方針が実行されているか		53	梅林小学校と白山小学校については、答申を受けてから17年が経過し、当時の状況と大きく変化していることから、小中一貫校や義務教育学校など義務教育学校のあり方を含めた市全域の学校再編も今後検討されたい。	145
		54	学校規模の適正化・適正配置は、教育の質をどう高めるかという視点で検討されるものであるが、市の将来の財政面の検討も考慮した形で検討されたい。	146
イ 学校施設の老朽化への対策として計画等が策定されているか		55	学校施設は、児童・生徒が多く集まる施設であり、また災害時には避難所にもなる重要拠点であることから、具体的にどの学校にどの時期にどの程度費用がかかるのか明確になった計画として策定されたい。	146
38 契約事務				
ア 随意契約が適切に契約締結されているか	12		指名競争入札又は随意契約による場合には、その理由書が必要である旨定められていることから、本来は随意契約の理由書を作成すべきであった。	151
イ 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか		56	小学校校舎と体育館が一体での工事として発注しており、入札結果を確認すると、1社のみによる応札となり、落札率も99.95%とほぼ100%に近い金額での落札となっていた。経済性の観点からは、広く入札者を募り、競争性を発揮することが望ましかったと考えられる。	151